

# 第96回定時株主総会 招集ご通知

領域をこえ 未来へ



- ・本株主総会にご出席される株主様は、マスクの着用など新型コロナウイルス感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## ■ 場所

当社本社本館ビル  
東京都中央区銀座四丁目7番5号

## ■ 書面およびインターネット等による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）  
午後5時30分まで

## ■ 議案

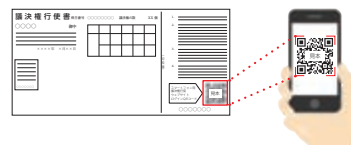
- 第1号議案 取締役12名選任の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

## 目次

株主の皆様へ	1
株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
添付書類	
事業報告	29
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57

## スマートフォンで

### ①議決権行使ができます。



### ②招集通知がご覧になれます。

当社は、パソコンやスマートフォンなどで招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入いたしました。下記のURLまたは右記のQRコードよりアクセスください。



<https://p.sokai.jp/3861/>

## 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
第96回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。  
当期の業績は、下記連結業績ハイライトに記載のとおりであり、期末配当は、1株につき7円と決定させていただきました。当中間期の中間配当7円とあわせました年間配当金は、前期と比べ2円増配の1株につき14円となります。  
今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月



代表取締役社長 加来 正年

### [連結業績ハイライト]

	当期	前期比
売上高	15,076億円	2.8%減
営業利益	1,061億円	3.7%減
経常利益	1,013億円	14.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	582億円	11.9%増

株主各位

東京都中央区銀座四丁目7番5号  
**王子ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 加来 正年

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都中央区銀座四丁目7番5号 <b>当社本社本館ビル</b> (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役12名選任の件 第2号議案 会計監査人選任の件 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

#### 4. 議決権の行使 に関する事項

1. 各議案に賛否の表示がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。  
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3. 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面（委任状等）を当社にご提出ください。

以上

1. 下記の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ・ 事業報告における「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
  - ・ 連結計算書類における「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
  - ・ 計算書類における「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、上記ホームページ掲載書類は、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
**なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会当日までの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。ご出席の株主様で体調不良と見受けられる方には、係員がお声がけをしてご入場をお控えいただく場合がございます。また、今後の感染状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネットの当社ホームページでお知らせいたします。**
3. 株主でない代理人および同伴の方等、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。
4. 当日は、当社の役員および係員の服装につきましては、クールビズにてご対応させていただきますので、ご了承ください。**また、マスクの着用など新型コロナウイルス感染予防措置をとらせていただく場合がございますので、ご了承ください。**
5. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
6. お土産のご用意はございません。予めご了承ください申し上げますようお願い申し上げます。

当社ホームページ

<https://www.ojiholdings.co.jp/>

# 議決権行使についてのご案内

## 議決権行使方法

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（6頁から28頁）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の方法がございます。

### 【株主総会にご出席いただける方】



株主総会当日に議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、第96回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

### 【株主総会にご出席いただけない方】



書面にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご投函ください。

※各議案に賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

パソコン、スマートフォンにより行使期限までに議決権を行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)  
午後5時30分入力分まで

●インターネット等での議決権行使に際しては、次の事項をご確認ください。

1. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
2. インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんので、ご了承ください。
4. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
5. パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

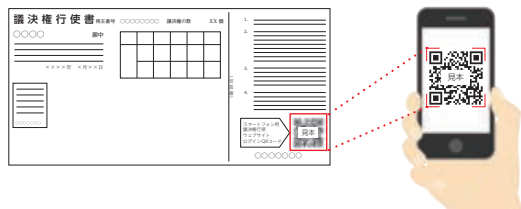
機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

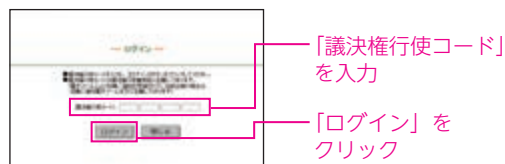
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

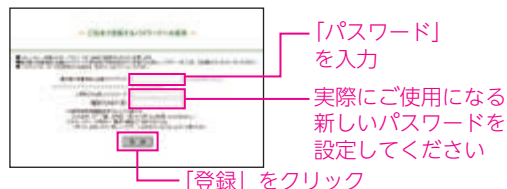
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 第1号議案 取締役12名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたします。

取締役候補者につきましては、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定しており、次のとおりであります。


なお、下記候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の担当は、49頁に記載のとおりであります。


**<ご参考>** 当社の取締役の指名方針および社外役員の独立性基準は、インターネットの当社ホームページ「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>)に掲載しております。

### 取締役候補者一覧


候補者 番号	氏 名	候補者 属性	当社における地位	取締役会 出席状況
1	矢嶋進	再任	代表取締役会長 会長グループ経営委員	15回／15回 (100%)
2	加来正年	再任	代表取締役社長 社長グループ経営委員	15回／15回 (100%)
3	小関良樹	再任	取締役 専務グループ経営委員	15回／15回 (100%)
4	木坂隆一	再任	取締役 専務グループ経営委員	15回／15回 (100%)
5	鎌田和彦	再任	取締役 常務グループ経営委員	15回／15回 (100%)
6	磯野裕之	再任	取締役 常務グループ経営委員	15回／15回 (100%)
7	石田浩一	再任	取締役 常務グループ経営委員	15回／15回 (100%)
8	進藤富三雄	再任	取締役 常務グループ経営委員	10回／10回 (100%)
9	青木茂樹	新任	グループ経営委員	
10	奈良道博	再任 社外取締役 独立役員	取締役	14回／15回 (93.3%)
11	高田稔久	再任 社外取締役 独立役員	取締役	10回／10回 (100%)
12	相幸子	新任 社外取締役 独立役員		




候補者番号	氏名(生年月日)	
1	矢嶋 進 (1951年5月11日生)	所有する当社の株式の数 …… 140,000株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 11年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
 再任	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1975年4月 旧本州製紙株式会社入社 2006年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 常務執行役員 2012年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 2012年10月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員	2015年1月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員 2019年4月 当社代表取締役会長 会長グループ経営委員 現在に至る。
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、経営企画や資源環境ビジネス事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。2015年から代表取締役社長として、2018年度中期経営目標の営業利益1,000億円の達成に尽力し、2019年からは代表取締役会長として、コーポレートガバナンスの充実やさらなる経営基盤の強化に取り組む等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
<b>その他特記事項</b> ・矢嶋進氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		


候補者番号	氏名(生年月日)	
2	加来 正年 (1956年1月2日生)	所有する当社の株式の数 …… 37,820株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 7年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
 再任	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1978年4月 旧日本パルプ工業株式会社入社 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員 2012年10月 当社常務グループ経営委員	2013年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 2019年4月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員 現在に至る。
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、エンジニアリングや機能材事業、研究開発等の分野に豊富な経験と実績を有しております。2019年からは代表取締役社長として、営業利益1,000億円以上の収益基盤を確固たるものとするため、国内事業の収益力アップ、海外事業の拡充、イノベーションの推進、持続可能な社会への貢献を基本方針とする中期経営計画の実行を主導する等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
<b>その他特記事項</b> ・加来正年氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		





候補者番号 <b>3</b>	氏名(生年月日) <b>小 関 良 樹</b> (1954年8月8日生)	所有する当社の株式の数 …… 45,900株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 8年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
 <b>再 任</b>	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	<p>1977年 4 月 旧本州製紙株式会社入社 2010年 4 月 当社執行役員 2012年 4 月 当社常務執行役員 2012年 6 月 当社取締役 常務執行役員</p> <p><b>重要な兼職の状況</b> 王子産業資材マネジメント株式会社 代表取締役社長 王子ネピア株式会社代表取締役会長</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、エンジニアリングや生活産業資材事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は産業資材カンパニープレジデントとして、段ボール原紙・段ボール等パッケージング事業の収益力強化・拡充に努めると同時に、生活消費財カンパニープレジデントとして国内外での消費財事業の積極的な事業展開等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p><b>その他特記事項</b> ・小関良樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>	<p>2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 2019年 4 月 当社取締役 専務グループ経営委員 現在に至る。</p>


候補者番号	氏名(生年月日)	
4	<sup>き さか</sup> 木坂 <sup>りゅう いち</sup> 隆一 (1956年5月21日生)	所有する当社の株式の数 …… 35,280株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 5年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
		<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>
	1982年4月 旧神崎製紙株式会社入社 2012年10月 王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長 2013年6月 当社グループ経営委員	2015年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 2019年4月 当社取締役 専務グループ経営委員 現在に至る。
	<b>重要な兼職の状況</b> 王子マネジメントオフィス株式会社 代表取締役社長	
再任	<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、研究開発や機能材事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在はコーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長として、当社およびグループ各社での時代に即したガバナンス体制の整備、および中期経営計画の達成に向けた戦略的な事業展開の立案・推進に努める等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者としていたしました。	
	<b>その他特記事項</b> ・木坂隆一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	
候補者番号	氏名(生年月日)	
5	<sup>かま だ</sup> 鎌田 <sup>かず ひこ</sup> 和彦 (1960年2月7日生)	所有する当社の株式の数 …… 32,600株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 5年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
		<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>
	2013年5月 王子マネジメントオフィス株式会社入社 2014年4月 王子木材緑化株式会社代表取締役社長	2015年1月 当社グループ経営委員 2015年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。
	<b>重要な兼職の状況</b> Celulose Nipo-Brasileira S.A.取締役社長	
再任	<b>取締役候補者とした理由</b> 総合商社や当社およびグループ会社で、海外事業や資源環境ビジネス事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は当社の主要グループ会社の一つであり、当社グループの経営において重要な位置を占めるCelulose Nipo-Brasileira社(ブラジル)の取締役社長として、地球環境を重視した植林事業を通じてパルプ事業のさらなる基盤強化・発展に努める等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者としていたしました。	
	<b>その他特記事項</b> ・鎌田和彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	


候補者番号	氏名(生年月日)	
6	磯野 裕之 (1960年5月20日生)	所有する当社の株式の数 …… 41,772株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 5年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
 再任	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1984年4月 当社入社 2012年10月 王子マネジメントオフィス株式会社取締役	2014年4月 当社グループ経営委員 2015年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。
<b>重要な兼職の状況</b> 王子オセアニアマネジメント株式会社 代表取締役会長 Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長		
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、海外事業や経営企画等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は王子オセアニアマネジメント株式会社代表取締役会長、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd. 取締役会長として、オセアニアにおける競争力・収益基盤の強化、段ボール事業の拡大に努める等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者となりました。		
<b>その他特記事項</b> ・磯野裕之氏は、Oji Oceania Management (NZ) Ltd.の取締役会長であり、当社は同社と資金の貸付の取引関係があります。		


候補者番号	氏名(生年月日)	
7	石田 浩一 (1955年11月5日生)	所有する当社の株式の数 …… 19,696株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 2年 取締役会出席状況 …… 15回/15回(100%)
 再任	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1978年4月 当社入社 2012年10月 王子製紙株式会社執行役員 2014年4月 同社取締役	2016年4月 当社グループ経営委員 2018年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。
<b>重要な兼職の状況</b> 王子エンジニアリング株式会社 代表取締役社長		
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、エンジニアリングや印刷情報メディア事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在はイノベーション推進本部分掌取締役、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長として、イノベーションの推進による新製品・新事業の開発、当社グループ全体の技術力の向上に努める等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者となりました。		
<b>その他特記事項</b> ・石田浩一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	
8	しんどう ふみお <b>進藤 富三雄</b> (1958年3月30日生)	所有する当社の株式の数 …… 13,687株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 1年 取締役会出席状況 …… 10回/10回(100%)
	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1984年4月 当社入社 2014年4月 王子製紙株式会社執行役員 2016年4月 同社取締役 2017年4月 当社グループ経営委員	2018年4月 当社常務グループ経営委員 2019年6月 当社取締役 常務グループ経営委員 現在に至る。
	<b>重要な兼職の状況</b> 王子グリーンリソース株式会社 代表取締役社長	
	<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、エンジニアリングや資源環境ビジネス事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長として、海外パルプ事業の強化、エネルギー事業の拡大に努めると同時に、印刷情報メディアカンパニープレジデントとして需要の変化に即した生産体制再構築、継続的なコストダウンによる競争力強化に努める等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。	
	<b>その他特記事項</b> ・進藤富三雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 ・進藤富三雄氏の取締役会出席状況は、2019年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。	
再任		

候補者番号	氏名(生年月日)	
9	あお き しげ き <b>青木 茂樹</b> (1961年8月1日生)	所有する当社の株式の数 …… 35,669株
	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1984年4月 旧本州製紙株式会社入社 2014年9月 王子エフテックス株式会社営業 本部食品メディカル営業部長 2016年4月 同社執行役員営業本部長	2017年4月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2019年4月 当社グループ経営委員 現在に至る。
	<b>重要な兼職の状況</b> 株式会社王子機能材事業推進センター 代表取締役社長	
	<b>取締役候補者とした理由</b> 当社およびグループ会社で、特殊紙事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は機能材カンパニープレジデントとして、新製品・新事業の開発、収益向上対策、海外事業の拡大・強化に努める等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、新たに取締役候補者いたしました。	
	<b>その他特記事項</b> ・青木茂樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	
新任		

候補者番号 <b>10</b>	氏名(生年月日) <b>奈良道博</b> (1946年5月17日生)	所有する当社の株式の数 …… 1,500株 取締役在任年数(本総会終結時) …… 6年 取締役会出席状況 …… 14回/15回(93.3%)
 <p>再任 社外取締役 独立役員</p>	<p><b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b></p> <p>1974年4月 弁護士登録 2014年6月 当社取締役 現在に至る。</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>          弁護士 日本特殊塗料株式会社社外取締役          セイコーエプソン株式会社社外取締役</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由</b>          弁護士として、特に民事・商事の分野において豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p><b>その他特記事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良道博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</li> <li>・奈良道博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。</li> <li>・当社は、奈良道博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。</li> <li>・当社は、奈良道博氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。</li> <li>・奈良道博氏が日本特殊塗料株式会社において社外取締役として在任中の2015年8月、同社元従業員による会社資金の不正取得事案が発生しました。同氏はこの事実を認識しておりませんが、日ごろから内部統制の強化に関し提言を行い、発覚後も法令遵守の徹底および管理体制の強化等再発防止にかかる提言を行っております。</li> </ul>	

候補者番号	氏名(生年月日)																									
11	たかた としひさ <b>高田 稔久</b> (1954年1月8日生)	所有する当社の株式の数 …………… 600株 取締役在任年数(本総会終結時) …………… 1年 取締役会出席状況 …… 10回/10回(100%)																								
	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>																									
再任 社外取締役 独立役員	<table border="0"> <tr> <td>1976年4月</td> <td>外務省入省</td> <td>2015年5月</td> <td>ニュージーランド兼クック兼</td> </tr> <tr> <td>2010年8月</td> <td>ケニア駐劬特命全権大使</td> <td></td> <td>サモア駐劬特命全権大使</td> </tr> <tr> <td>2010年10月</td> <td>ケニア兼エリトリア兼 セーシェル兼ブルンジ 駐劬特命全権大使</td> <td>2016年6月</td> <td>ニュージーランド兼クック兼 サモア兼ニウエ駐劬特命全権大使</td> </tr> <tr> <td>2013年1月</td> <td>ケニア兼エリトリア兼 セーシェル兼ブルンジ兼 ソマリア駐劬特命全権大使</td> <td>2017年3月</td> <td>ニュージーランド兼クック兼 ニウエ駐劬特命全権大使</td> </tr> <tr> <td>2013年8月</td> <td>臨時本省事務従事(沖縄担当)</td> <td>2018年10月</td> <td>退官</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2019年6月</td> <td>当社取締役 現在に至る。</td> </tr> </table>		1976年4月	外務省入省	2015年5月	ニュージーランド兼クック兼	2010年8月	ケニア駐劬特命全権大使		サモア駐劬特命全権大使	2010年10月	ケニア兼エリトリア兼 セーシェル兼ブルンジ 駐劬特命全権大使	2016年6月	ニュージーランド兼クック兼 サモア兼ニウエ駐劬特命全権大使	2013年1月	ケニア兼エリトリア兼 セーシェル兼ブルンジ兼 ソマリア駐劬特命全権大使	2017年3月	ニュージーランド兼クック兼 ニウエ駐劬特命全権大使	2013年8月	臨時本省事務従事(沖縄担当)	2018年10月	退官			2019年6月	当社取締役 現在に至る。
1976年4月	外務省入省	2015年5月	ニュージーランド兼クック兼																							
2010年8月	ケニア駐劬特命全権大使		サモア駐劬特命全権大使																							
2010年10月	ケニア兼エリトリア兼 セーシェル兼ブルンジ 駐劬特命全権大使	2016年6月	ニュージーランド兼クック兼 サモア兼ニウエ駐劬特命全権大使																							
2013年1月	ケニア兼エリトリア兼 セーシェル兼ブルンジ兼 ソマリア駐劬特命全権大使	2017年3月	ニュージーランド兼クック兼 ニウエ駐劬特命全権大使																							
2013年8月	臨時本省事務従事(沖縄担当)	2018年10月	退官																							
		2019年6月	当社取締役 現在に至る。																							
	<b>社外取締役候補者とした理由</b> 外交官として、ニュージーランドをはじめとする各国大使を歴任する等、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。																									
	<b>その他特記事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高田稔久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</li> <li>・高田稔久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。</li> <li>・当社は、高田稔久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。</li> <li>・当社は、高田稔久氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。</li> <li>・高田稔久氏の取締役会出席状況は、2019年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。</li> </ul>																									

候補者番号	氏名(生年月日)	
12	あい さち こ <b>相 幸 子</b> (1965年11月30日生)	所有する当社の株式の数…………… 0株
 <div data-bbox="143 535 356 636" style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center;">             新任              社外取締役              独立役員           </div>	<b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>	
	1989年 4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 2015年 4月 同社法人コンサルティング部副部長 2015年 6月 同社法人コンサルティング部長	2016年 4月 同社執行役員法人コンサルティング部長 2019年 4月 同社執行役員監査部長 現在に至る。
	<p><b>重要な兼職の状況</b> 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由</b> 大手信託銀行において、法人向け営業、経営企画部門、法人コンサルティング部門での実業経験を通じて、金融分野における高度な専門性のみならず、国内外の広範なビジネスの動向について豊富な見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、新たに社外取締役候補者いたしました。なお、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p><b>その他特記事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相幸子氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員であります。同行は当社の株式を保有しておりますが、その数は当社発行済株式総数の0.1%未満であります。なお、当社は同行からの借入金残高はありません。</li> <li>相幸子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。</li> <li>当社は、相幸子氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</li> <li>当社は、相幸子氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。</li> </ul>	



## 第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人でありますPwCあらた有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしますので、監査役会の決議に基づき、後任として有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会が有限責任監査法人トーマツを候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、グローバルでの監査体制、独立性、専門性および監査品質等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

有限責任監査法人トーマツの主たる事務所および沿革等は次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
沿 革	1968年5月	等松・青木監査法人設立
	1975年5月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟
	1990年2月	監査法人トーマツに名称変更
	2009年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概 要	出資金	1,041百万円 (2020年2月末日現在)
	社員 (公認会計士)	523名
	特定社員	52名
	職員 公認会計士	2,714名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,230名
	その他専門職	2,129名
	事務職	173名
合計	6,821名 (2020年2月末日現在)	
監査関与会社	3,306社 (2019年5月末日現在)	

(注) 候補者は、過去2年間に、当社より、M&A検討に係るアドバイザー業務、連結決算に関するアドバイザー業務、および会計基準適用に関するアドバイザー業務等に対する報酬を受けております。

### 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、2017年6月29日開催の定時株主総会の決議による承認を得て、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(以下、「本方針」といいます。)を継続しております。

本方針の有効期間が本総会の終結の時をもって満了を迎えるに当たり、当社は、本方針継続後の情勢等を踏まえ更なる検討を加えた結果、2020年5月25日開催の当社取締役会において、本方針をその内容の一部を修正した上で継続することについて本総会に提案することを決議いたしました。

本総会において本方針の継続について出席株主(書面もしくはインターネット等により議決権行使を行う株主を含みます。)の皆様の議決権の過半数の賛同を得られた場合には、本総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで本方針を継続することといたしたく、本方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の提案理由は下記1.記載のとおり、修正後の本方針の内容は下記2.記載のとおりですが、本方針の必要性、概要、特徴、主な修正点については以下をご参照ください。

#### 【本方針の必要性】

当社は、次の理由により、本方針の更新が必要であると判断しております。

株主の皆様への責任	<p>1) 適切な情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社取締役会は、株主の皆様が、大規模買付行為を適切に判断するための情報を株主の皆様へご提供する責務があると考えております。</li> </ul> <p>2) 適切な検討時間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社取締役会は、株主の皆様が、大規模買付行為を適切に検討するための時間を確保する責務があると考えております。</li> </ul> <p>※現行の大規模買付行為に関する法制度の下では、株主の皆様が大規模買付行為を適切に判断するために必要な情報提供と検討時間が十分に確保することができないと認識しております。そのため、本方針に基づき、株主の皆様への責任として、必要な情報提供と検討時間を確保することに意義があると判断しております。</p>
社会への責任	<p>1) 中長期にわたる持続可能な社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社グループは、紙パルプ製造業をはじめ、植林事業や発電事業など幅広く事業を展開し、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組むとともに、「持続可能な社会への貢献」を果たしていく責務があると考えております。</li> </ul> <p>2) 中長期にわたる持続可能な森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社グループは、民間企業で国内最大の森林保有者として、また数少ない民間の森林管理事業者として、環境経営の推進を掲げて持続可能な森林経営を行い、特に、森林が持つ洪水緩和等の水源涵養機能の維持および水源地の確保など、国土を保全する重要な役割を担う当社独自の特殊事情があると考えております。このため、環境と調和した企業活動を展開し、中長期的な森林の公益的価値の維持向上を図る責務があると考えております。 (国内社有林面積：約19万ヘクタール、日本の国土の約0.5%)</li> </ul> <p>※この日本国にとっても重要な社会的責務は、一朝一夕には果たせるものではなく、安定的な経営基盤が伴ってこそ果たせる責務と考えておりますが、現時点において、わが国の土地保有に関する法規制の整備は十分ではないと認識しております。そのため、本方針に基づき、社会への責任として、中長期にわたる経営基盤を確保することに意義があると判断しております。</p>

【本方針の概要】

本方針は、当社に対する大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付者に対して、大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員によって構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該大規模買付行為について評価、検討し、一定の場合には対抗措置を発動するための手続きです。

本方針の更新は、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により決定され、独立社外監査役を含むいずれの監査役も本方針の更新に賛成する旨の意見を述べております。

【本方針の特徴】

本方針は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、本方針に基づく対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。

特別委員会を設置	<p>1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対抗措置の発動等の判断にあたり、取締役会の恣意的判断を排除します。</li> <li>・取締役会の判断の客観性、公正性、合理性を担保します。</li> </ul> <p>2) 委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者の方から選任します。</li> </ul> <p>3) 役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下を審議、決議し、決議内容を取締役に勧告します。 対抗措置発動の是非、対抗措置発動の停止、株主意思確認総会開催の可否等</li> <li>・当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重します。</li> </ul>
株主意思確認総会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行います。</li> </ul>

【主な修正点】

<p>①対抗措置発動要件の限定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対抗措置の発動要件につき、より一層、当社取締役会の恣意的な判断が入り込む余地を排除するよう、これまで以上に限定いたしました。（2. (3) (b) の (i) (ii) ご参照）</li> </ul>
<p>②コーポレートガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模買付情報を提供いただく期間につき、上限を設定いたしました。（2. (2) ご参照）</li> <li>・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行うこととしました。（2. (3) (e) ご参照）</li> <li>・本方針の有効期間中の修正につき、法令等またはガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲に限定いたしました。（2. (4) ご参照）</li> </ul>

## 1. 提案の理由

現在、当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

この経営理念の下、2019年度から2021年度を対象とする中期経営計画では、「国内事業の収益力アップ」、「海外事業の拡充」、「イノベーションの推進」をグループ経営戦略の基本方針に据え、「持続可能な社会への貢献」を通じ、連結営業利益1,000億円以上を安定的に継続するグローバルな企業集団を目指しております。正にいま、当社グループは本中期経営計画を完遂し、強固な経営基盤を確立するための重要な時期にあると認識しております。

また、当社グループは、民間企業で国内最大の森林保有者として、また数少ない民間の森林管理事業者として、環境経営の推進を掲げて持続可能な森林経営を行い、特に、森林が持つ洪水緩和等の水源涵養機能の維持および水源地の確保など、国土を保全する重要な役割を担う当社独自の特殊事情があると考えております。このため、環境と調和した企業活動を展開し、中長期的な森林の公益的価値の維持向上を図ることは、当社グループの社会的責任の一つであると考えております。

こうしたなか、わが国法制度の整備や経営環境の変化等を背景に、今後当社の支配権取得を目的とした大規模買付行為が行われることが予想されます。

当社取締役会は、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買収提案等に基づくものであれば、これを否定するものではありません。株主の皆様が適切な判断を行うため、当該買収者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討時間の確保がなされることを前提に、かかる提案等については、最終的には株主の皆様にも、買付けに応募するかどうかを通じてご判断いただくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、現状において、わが国の土地保有や大規模買付行為に関する法制度の整備は十分とは言えず、また、現行の諸法令の下では、当社取締役会が、株主の皆様が大規模買付行為を適切に判断するための情報を株主の皆様へご提供し、株主の皆様が大規模買付行為を適切に検討するために十分な時間を確保することができないものと認識しております。

したがって、当社の経営に影響を及ぼす大規模買付行為については、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員によって構成される特別委員会の勧告を最大限尊重し、一定のルールに従ってその当否が判断されるべきであると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方を引き続き維持し、大規模買付行為についての情報の収集、検討時間の確保および代替案提示の機会の確保等を目的とする本方針をその内容の一部を修正した上で継続することについて本総会に提案することを決定いたしました。

## 2. 本方針の内容

### (1) 大規模買付ルールの設定

当社株主全体の利益のため、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われるものとし、この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後（株主意思確認総会（後記（3）（e）に定義します。以下同じ。）が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後）に大規模買付行為を開始する、というものです。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）をいい、大規模買付者とはかかる買付行為を行う者をいいます。

注1：特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付け者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## (2) 大規模買付ルールの内容

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、特別委員会が同様の判断に達することを条件に、当社取締役会が合理的な期間の提出期限（当社が大規模買付情報のリストを交付した日から起算して60日以内）を定めた上で、当該定められた具体的な期間および合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様へ開示することにより、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。取締役会評価期間の延長は行いません。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後）にのみ開始されるものとします。



取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

### (3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、当社取締役会は大規模買付行為の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、新株予約権の発行を想定しています。具体的な対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

#### (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(3)(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります(ただし、株主意思確認総会が開催された場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。)。対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

#### (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買取者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii)強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要する客観的な蓋然性のある買収行為を行う場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります(ただし、株主意思確認総会が開催されて、対抗措置の発動の停止についても決議がなされている場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。)。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるべきか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動を停止するべきか否かの判断に当たっては、当社取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動もしくは不発動、株主意思確認総会の開催もしくは不開催または発動の停止を決定するときは、必ず特別委員会に対して諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動の停止を行うか否かの判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。特別委員会規程の概要は、別紙3のとおりです。



#### (e) 株主意思の確認手続き

当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断にあたり、株主意思の確認手続きを経るべきであると判断した場合、当社取締役会は、株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催することがあり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行います。また、株主意思確認総会の開催にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないようにするため、株主の皆様に対し、当該株主意思確認総会における議決権行使に関する勧誘を行うことがあります。株主意思確認総会の招集手続きおよび議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続きおよび議決権行使方法に準ずるものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かに関する株主意思確認総会の決議に従うものとします。

#### (4) 大規模買付ルールの有効期限

本総会において本方針の継続について出席株主（書面もしくはインターネット等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様議決権の過半数のご賛同が得られた場合は、本方針の有効期間は、本総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とします。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、法令等またはガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、本方針を修正する場合があります。本方針の廃止、変更等が当社取締役会で決議された場合には、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

### 3. 補足説明

#### (1) 特別委員会の委員

本方針の継続を本総会でご承認いただいた場合には、奈良道博、高田稔久および辺見紀男の3氏が特別委員会の委員を務める予定です。3氏の略歴は、別紙4のとおりです。

#### (2) 株主・投資家に与える影響等

本方針に基づく対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記2. (3) (c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(3) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(別紙1)

## 大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
  - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
  - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

### 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額  
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

### 特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
  - ② 大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
  - ③ 株主意思確認総会の開催の要否
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名および略歴

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年 5月17日生まれ  
1974年 4月 弁護士登録  
2014年 6月 当社取締役  
現在に至る。

※奈良道博氏は、第1号議案をご承認いただいた場合に、社外取締役役に就任する予定です。

高田 稔久 (たかた としひさ)

略歴

1954年 1月 8日生まれ  
1976年 4月 外務省入省  
2010年 8月 ケニア駐箚特命全権大使  
2010年10月 ケニア兼エリトリア兼セーシェル兼ブルンジ駐箚特命全権大使  
2013年 1月 ケニア兼エリトリア兼セーシェル兼ブルンジ兼ソマリア駐箚特命全権大使  
2013年 8月 臨時本省事務従事 (沖縄担当)  
2015年 5月 ニュージーランド兼クック兼サモア駐箚特命全権大使  
2016年 6月 ニュージーランド兼クック兼サモア兼ニウエ駐箚特命全権大使  
2017年 3月 ニュージーランド兼クック兼ニウエ駐箚特命全権大使  
2018年10月 退官  
2019年 6月 当社取締役  
現在に至る。

※高田稔久氏は、第1号議案をご承認いただいた場合に、社外取締役役に就任する予定です。

辺見 紀男 (へんみ のりお)

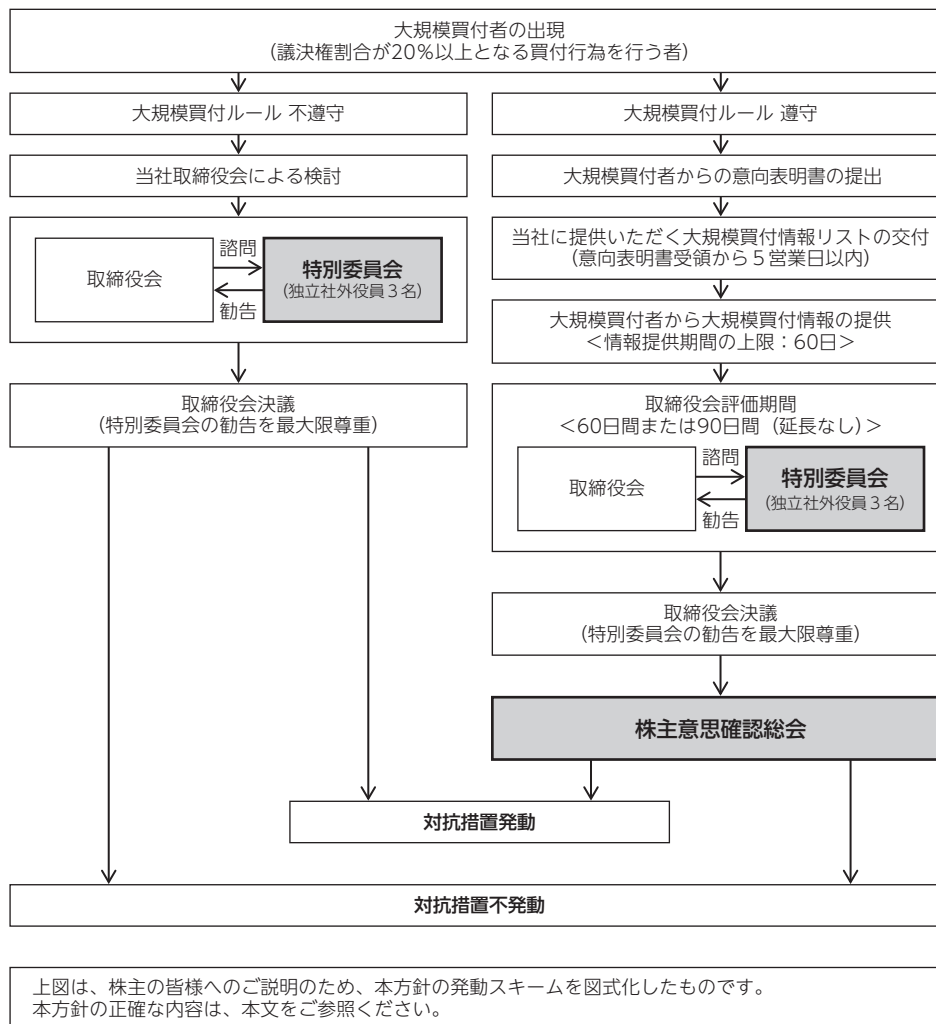
略歴

1957年 6月13日生まれ  
1989年 4月 弁護士登録  
2018年 6月 当社監査役  
現在に至る。

※辺見紀男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(ご参考)

## 本方針の発動スキーム (概念図)



以上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当社グループは、2019年度から2021年度を対象とする中期経営計画において、「国内事業の収益力アップ」、「海外事業の拡充」、「イノベーションの推進」をグループ経営戦略の基本方針に据え、「持続可能な社会への貢献」を通じ、連結営業利益1,000億円以上を安定的に継続するグローバルな企業集団を目指しています。

このような基本方針のもと、国内事業では、需要の構造的な変化に対応すべく、生産体制の再構築を行うことで資本の効率化を進める一方、有望事業には経営資源を集中し、キャッシュを稼ぐ力の強化に取り組みました。また、海外事業では、海外拠点数の拡大に加え、既存のインフラを活用した新事業の展開等、既存拠点からの有機的拡大を図るとともに、事業・拠点間のシナジー創出を進めました。

当期の売上高は、国内事業では価格の修正効果等がありましたが、海外事業でパルプ市況の軟化影響等があり、前期を434億円(△2.8%)下回る15,076億円となりました。なお、当社グループの海外売上高比率は、前期を2.1ポイント下回る29.9%となりました。

営業利益は、国内事業では増益だったものの、海外事業は減益となり、前期を41億円(△3.7%)下回る1,061億円となりました。

営業外損益は、持分法による投資利益の減少等により、前期に対し130億円の減益となり、経常利益は前期を171億円(△14.4%)下回る1,013億円となりました。

特別損益は、減損損失の減少等により、前期に対し244億円の増益となり、税金等調整前当期純利益は前期を73億円(+8.1%)上回る981億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を62億円(+11.9%)上回る582億円となりました。

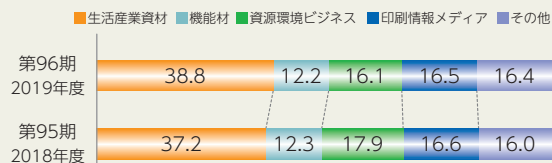
各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区 分	売上高	営業利益
生活産業資材	686,066 百万円 (前期比 0.7%増)	40,937 百万円 (前期比 82.7%増)
機能材	214,669 百万円 (前期比 4.2%減)	15,354 百万円 (前期比 16.4%減)
資源環境ビジネス	285,551 百万円 (前期比 12.5%減)	28,847 百万円 (前期比 55.4%減)
印刷情報メディア	292,653 百万円 (前期比 3.4%減)	11,326 百万円 (一)
その他	289,392 百万円 (前期比 1.6%減)	8,976 百万円 (前期比 8.8%減)
計	1,768,334 百万円 (前期比 3.3%減)	105,441 百万円 (前期比 4.5%減)
調整額	△260,726 百万円 (一)	683 百万円 (一)
合計	1,507,607 百万円 (前期比 2.8%減)	106,125 百万円 (前期比 3.7%減)

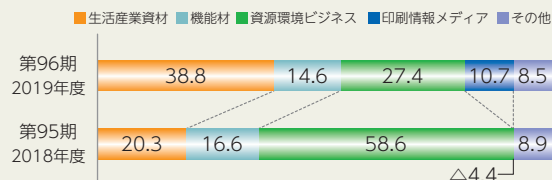
- (注) 1. 調整額は、主として内部取引に関わる調整額です。  
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### <ご参考>

#### 事業部門別売上高構成比 (単位: %)



#### 事業部門別営業利益構成比 (単位: %)



(注) 事業部門別の売上高および営業利益構成比 (%) は、調整額 (内部取引に関わる調整額等) を除いて計算しております。

生活産業資材

売上高 686,066百万円  
(前期比 0.7%増)

営業利益 40,937百万円  
(前期比 82.7%増)

主要な事業

段ボール原紙・加工、白板紙・紙器、  
包装用紙・製袋、家庭紙、紙おむつ

国内事業では、段ボール原紙・段ボールは、食品・通販向け等が堅調に推移し、販売量が前年に対し増加しました。白板紙は、国内・輸出販売共に、販売量が前年に対し減少しました。包装用紙は、国内販売は、自動車用や輸出関連製品の需要減により、販売量が前年に対して減少しました。輸出版売は、前年に対し減少しました。紙おむつは、子供用おむつは、国内販売が減少しましたが、輸出版売は、販売量が前年に対し増加しました。大人用おむつは、販売量が前年に対し減少しました。家庭紙は、王子製紙株式会社春日井工場の火災による操業停止等の影響により、販売量が前年に対し減少しましたが、売上高は価格修正効果により前年に対し増加しました。

海外事業では、段ボール原紙は、東南アジアにおいて、販売量が前年に対し増加しましたが、売上高は市況軟化の影響により減少しました。オセアニアでは販売量が前年に対し減少しました。段ボールは、東南アジアでは飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移しました。オセアニアでは販売量が前年に対し、ほぼ横ばいでした。紙おむつは、中国ではWhitoの拡販およびECサイトでの販売好調、マレーシアでは自社ブランド品の浸透、インドネシアでは拡販の継続により、それぞれ販売量が前年に対し大幅に増加しました。



生活産業資材製品群



Oji India Packaging(インドの段ボール新工場)

機能材

売上高 214,669百万円  
(前期比 4.2%減)

営業利益 15,354百万円  
(前期比 16.4%減)

主要な事業

特殊紙、感熱紙、粘着、フィルム

国内事業では、特殊紙の国内販売は、新製品開発・新規顧客開拓を進めましたが、電子・工業部門向け等が低調に推移し、販売量が前年に対し減少しました。輸出版売は、中国・韓国経済の減速影響等により、販売量が前年に対し減少しました。感熱紙は、堅調に推移し販売量が前年に対し増加しました。

海外事業では、感熱紙は、欧州・東南アジアにおいて販売量が前年に対し減少しましたが、北米・南米では販売量が前年に対し増加しました。



機能材製品群

## 資源環境ビジネス

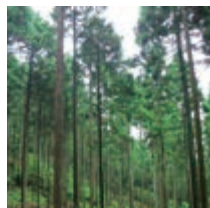
売上高 285,551百万円  
(前期比 12.5%減)

営業利益 28,847百万円  
(前期比 55.4%減)

主要な事業 | パルプ、エネルギー、植林・木材加工

国内事業では、パルプ事業は、販売量が前年並みでした。エネルギー事業は、青森県八戸市においてエム・ピー・エム・王子エコエネルギー株式会社がバイオマス発電設備を稼働したことにより、売電量が前年に対し増加しました。

海外事業では、パルプ事業は、販売量が前年に対し増加しましたが、売上高は市況軟化の影響等により減少しました。



社有林 (静岡県)



Pan Pac Otago工場(ニュージーランド)

## 印刷情報メディア

売上高 292,653百万円  
(前期比 3.4%減)

営業利益 11,326百万円  
( - )

主要な事業 | 新聞用紙、印刷・出版・情報用紙

国内事業では、新聞用紙は、発行部数減および頁数減の影響等により、販売量が前年に対し減少しました。印刷・情報用紙は、需要減の影響等により、販売量が前年に対し減少しました。

海外事業では、江蘇王子製紙有限公司が印刷用紙の販売量を伸ばしましたが、売上高は市況軟化の影響等により減少しました。



印刷情報メディア製品群

## その他

売上高 289,392百万円  
(前期比 1.6%減)

営業利益 8,976百万円  
(前期比 8.8%減)

主要な事業 | 不動産、エンジニアリング、商事、物流 他

その他につきましては、エンジニアリング事業および不動産事業の減収により減収となりました。

## (2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は975億円で、前期に比し353億円増加しました。

当社グループにおいては、経営戦略の遂行に必要な投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っております。主な設備投資は次のとおりです。

### ① 当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
エム・ピー・エム・王子エコエネルギー株式会社	三菱製紙株式会社との共同発電事業
Oji India Packaging Pvt. Ltd.	段ボール新工場建設工事（インド西部および南部）
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	段ボール新工場建設工事（カンボジア）
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	段ボール生産設備増設工事（マレーシア）
GS Paperboard & Packaging (Selangor) Sdn. Bhd.	段ボール生産設備増設工事（マレーシア）
United Packaging Co.,Ltd.	紙器生産設備増設工事（ベトナム）
Ojitex Haiphong Co., Ltd.	段ボール新工場建設工事（ベトナム）
PT. Oji Indo Makmur Perkasa	紙おむつ新工場建設工事（インドネシア）
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	パルプ製造設備更新工事（ブラジル）

### ② 当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
森紙業株式会社	段ボール新工場建設工事（千葉県船橋地区）
王子ネピア株式会社	家庭紙新工場建設工事（王子マテリア江戸川工場内）
王子エフテックス株式会社	水力発電所更新工事（中津工場川上発電所）
GSPP Holdings Sdn. Bhd.	段ボール生産設備増設工事（マレーシア）
PT. Oji Sinar Mas Packaging	APP社との段ボール合弁事業（インドネシア）
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	段ボール新工場建設工事（ニュージーランド）
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	排水処理設備更新工事（ニュージーランド）
Oji Papéis Especiais Ltda.	感熱紙増産工事（ブラジル）
江蘇王子製紙有限公司	家庭紙等製造設備設置工事（中国）

### <ご参考>

#### 設備投資額・減価償却費の推移



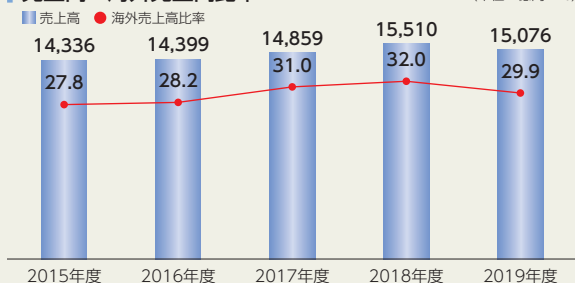
## (3) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第92期 2015年度	第93期 2016年度	第94期 2017年度	第95期 2018年度	第96期 2019年度
売上高 (百万円)	1,433,595	1,439,855	1,485,895	1,550,991	1,507,607
営業利益 (百万円)	71,987	70,243	70,781	110,212	106,125
経常利益 (百万円)	60,517	52,949	65,958	118,370	101,289
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,706	40,270	36,222	51,977	58,181
1株当たり当期純利益 (円)	12.86	40.74	36.64	52.52	58.78
総資産 (百万円)	1,909,483	1,901,029	1,960,753	1,951,369	1,885,280
純資産 (百万円)	711,230	759,198	810,011	815,406	831,657
1株当たり純資産 (円)	587.62	635.95	681.52	684.50	699.12

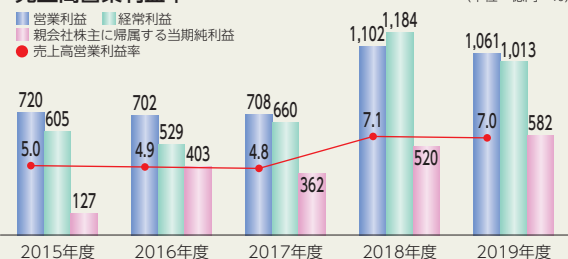
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。  
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数で除して算出しております。なお、期末発行済株式数については自己株式数を控除しております。  
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## &lt;ご参考&gt;

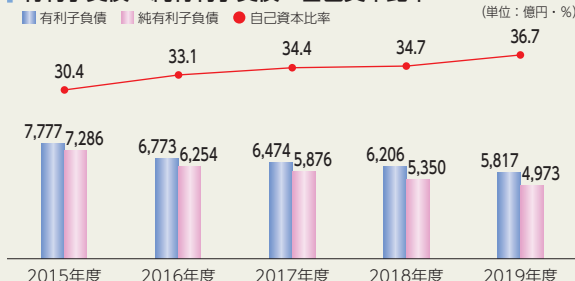
## 売上高・海外売上高比率



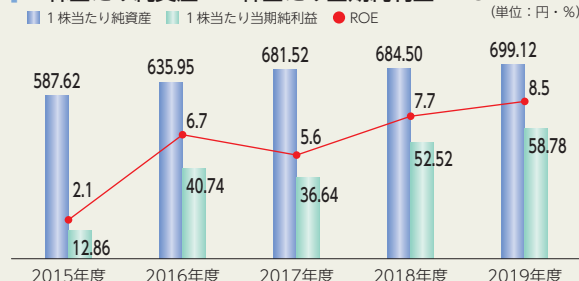
## 営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・売上高営業利益率



## 有利子負債・純有利子負債・自己資本比率



## 1株当たり純資産・1株当たり当期純利益・ROE



#### (4) 企業集団の対処すべき課題

##### 企業集団の経営戦略

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。この経営理念の下、2019年度から2021年度を対象とする中期経営計画では、「国内事業の収益力アップ」、「海外事業の拡充」、「イノベーションの推進」をグループ経営戦略の基本方針に据え、「持続可能な社会への貢献」を通じ、連結営業利益1,000億円以上を安定的に継続するグローバルな企業集団を目指してまいります。なお、当中期計画の最終年度である2021年度の経営数値目標は以下のとおりです。

2021年度経営目標			
連結営業利益	海外売上高比率	ROE	ネットD/Eレシオ
1,500億円以上	40%	10.0%	0.7倍 (2018年度実績を維持)

※ネットD/Eレシオ＝純有利子負債残高／純資産

「国内事業の収益力アップ」では、国内需要の変化に応じて生産体制再構築や保有設備の有効活用等によって資本効率化を図る一方、有望事業に経営資源を集中し、キャッシュを稼ぐ力を強化いたします。「海外事業の拡充」では、既存拠点からの有機的拡大や事業、拠点間シナジーの創出を進めてまいります。また、「イノベーションの推進」では環境・社会ニーズに対応した新事業・新製品の開発推進と早期事業化を図り、これらの取り組みを通して「持続可能な社会への貢献」を進めてまいります。

具体的には以下の取り組みを行っております。

##### (a) 生活産業資材

・産業資材（段ボール原紙・段ボール加工事業、白板紙・紙器事業、包装用紙・製袋事業）

海外においては、事業基盤をより強固なものとするため、マレーシアで段ボール原紙マシンの増設（2021年4月稼働予定）とエネルギー供給および用排水設備更新を進めております。また、2019年7月にベトナムで5箇所目、2020年2月にカンボジアで3箇所目、2020年3月にインドで4箇所目の段ボール工場が稼働し、インドネシアでは初となる段ボール工場（2020年中稼働予定）の建設を進めております。さらに、ニュージーランドでは、クライストチャーチ市にある段ボール工場の新設・移転を進めております（2021年1月稼働予定）。今後も、東南アジア・インド・オセアニアにおける事業展開をさらに進めるために、既存の現地拠点からの有機的拡大を図ってまいります。

国内では、段ボール需要の伸びが特に大きいと期待される関東において国内最大規模の段ボール工場を船橋地区で建設（2020年7月より営業運転開始予定）を進めるとともに、段ボール原紙についても製造設備の停機・移設等により生産体制の再構築を実施し、国内需要の構造的な変化に対応しております。また、グループ全体のパッケージングに関する研究開発を一元的に担うパッケージング推進センターを中心に、段ボール原紙・白板紙・包装用紙から段ボール・紙器・製袋まで一貫した製造・販売・製品開発・提案等のトータルパッケージングを推進しております。



その具体的な取組みの一つとして、次世代の包装ソリューションとして包装資材の削減や省人化、配送費削減などにつながる「O J I F L E X P A C K ' A G E」の提供およびその包装資材である連続段ボールシート「らくだん」の販売を開始しました。

また、2019年12月に石塚硝子株式会社と紙容器関連事業に協同で取り組み、本事業に参入することを決定しました。経営資源およびノウハウを相互に活用して、本事業の基盤強化および新製品開発による新たな領域への進出を図るとともに、世界的な環境意識の高まりを背景に拡大する紙素材のニーズに対応してまいります。

全国に広がる販売チャネルと素材・加工一貫による提案力を軸に幅広く事業を拡大し、競争力・収益力の向上を図ってまいります。

#### ・生活消費財（家庭紙事業、紙おむつ事業）

家庭紙事業では、森林認証を取得した環境配慮型製品や「鼻セレブ」に代表される高品質製品を取り揃えた製品展開により、一層の「ネピア」ブランドの価値向上に努めております。また、昨年開始した三菱製紙株式会社との家庭紙合併事業では、同社八戸工場の充実したインフラや東北地区で初となる家庭紙事業拠点の立地を活かした拡販と物流合理化等を進めております。さらに2020年7月から中国の家庭紙原紙製造設備、2020年8月からその原紙を活用した関東地区の新加工拠点が稼働する予定となっており、首都圏での拡販を進めて市場プレゼンスを高めるとともに、今後も安定した需要が期待される家庭紙事業の拡大を図ってまいります。

紙おむつ事業の子供用分野では、国内外の統一ブランドとして展開しており、5月にリニューアルを行った「Genki! (ゲンキ!)」の拡販に加えて、新技術で赤ちゃんの快適性を追求した最高品質のブランド「Whito (ホワイト)」で高品質・高価格帯市場を開拓することにより、おむつ事業においても「ネピア」ブランドの価値向上に努めてまいります。中国では「Genki! (ゲンキ!)」に加え「Whito (ホワイト)」の販売を開始し拡販に努めており、マレーシアでは2拠点での製造販売を展開しております。さらにインドネシアでは合併会社での販売に加え、2020年1月に現地紙おむつ工場が稼働することで、コスト競争力の確保と事業基盤の強化を図るなど、周辺国を含めて一層の事業拡大を図っております。大人用紙おむつについては、高齢化が進むわが国の介護現場が抱える課題を解決する商品の開発を続けてまいります。

#### (b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

東南アジアでの中心事業である感熱紙・粘着紙については、原反生産・販売の川上事業をより強固で確実なものとするため、マレーシアで感熱紙・粘着紙の加工・印刷および販売を行う川下事業会社のM&Aにより素材加工一体型ビジネスを推し進め、エンドユーザーニーズを適時的確に把握し、事業領域の拡大を図っております。

また、ブラジルでは南米での旺盛な感熱紙需要に対応するため、生産能力をほぼ倍増とする設備増強・増設工事を行うことを決定しました（2021年12月完成予定）。今後も東南アジア・南米・中東・アフリカ等の新興国市場の経済発展に伴って拡大する需要に応じて、これまで培ってきた「抄紙」や「紙加工（塗工・粘着）」、「フィルム製膜」といった当社グループの強みであるコア技術を根幹に新たな事業エリアの拡大を図ってまいります。

国内については、生産体制の継続的な見直し等により、競争力・収益力を高めることで既存事業の基盤を強化しております。具体的には2019年11月にノーカーボン紙事業について、生産・販売を三菱製紙株式会社へ完全移管することを決定しました。これは、需要構造の変化や電子化によるノーカーボン紙市場の縮小が続く中、同事業の生産お

よび販売を三菱製紙株式会社へ集約することで、王子グループでは経営資源の選択と集中を進め、生産性の向上および競争力の強化を図るものです。一方、三菱製紙株式会社でもシェア拡大と収益性の改善を見込んでおります。

特殊紙事業においては、脱プラスチック化の対応として紙トレー・容器・ストロー等に使用される各種素材の提案を進めております。このほかセルロースを他素材と組み合わせた複合素材や耐熱性・低誘電性に優れた耐熱ガラスペーパーなどの開発を行っており、引き続き様々な分野のニーズに応えるべく新製品の開発・普及を進めてまいります。

今後も、コア技術と新素材との融合により、高機能・高付加価値製品の迅速な開発を継続し、また、研究開発型ビジネスのたゆまざる追求により、電気自動車用コンデンサフィルムの拡販等の新たな事業領域の拡大に取り組んでまいります。

### (c) 資源環境ビジネス（パルプ事業、エネルギー事業、植林・木材加工事業）

パルプ事業では、パルプ市況の変動に耐え得る事業基盤を強化するため、主要拠点において戦略的収益対策を継続して実施しております。ニュージーランドでは、当社グループのノウハウや操業管理手法等を導入・活用し、操業の安定化および効率化対策に取り組み、ブラジルでは、製造設備の最新鋭化等による継続的な収益対策を進めております。国内の溶解パルプ事業では、レーヨン用途向け製品に加えて、医療品材料や濾過材用途等の高付加価値品の生産を開始し、事業拡大を進めております。

エネルギー事業では、さらなる事業拡大を進めており、三菱製紙株式会社との合併事業によるバイオマス発電設備が2019年に稼働しました。さらに、伊藤忠エネクス株式会社と合併で徳島県にバイオマス発電設備を建設することを決定し、2022年の稼働に向けて準備を進めております。また、エネルギー事業の拡大にあわせバイオマス燃料事業の強化を進めており、国内では、未利用木材資源を活用した燃料用チップの生産拡大、海外では、インドネシアやマレーシアにおける燃料用パーム椰子殻の調達増に向けた取り組みを行っております。

木材加工事業では、アジア・オセアニア地域を中心に製材製品や木材加工品の仕入販売および生産能力増強に取り組んでおります。また、中国・東南アジアに設立した販売拠点で、パルプ・木材製品等の拡販を進めております。

2019年11月に原料調達コストの削減を目的として製紙事業の主原料である輸入木材チップについて、中越パルプ工業株式会社ならびに三菱製紙株式会社と3社で共同調達を開始しました。これにより、チップ船の効率的な運用、直接貿易の拡大、調達先の最適化、業務の効率化などによるコスト削減を進めてまいります。

### (d) 印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

国内では、ICT化の進展等に伴う事業環境の変化を見極めつつ、生産性・稼働率の向上等を図るべく洋紙マシンの停止や段ボール原紙マシンへの改造による最適生産体制の構築および保有設備の有効活用を進め、国際競争力の強化を進めるとともにキャッシュ・フローの増大を図ってまいります。また、交錯輸送の解消によるコストダウン等、三菱製紙株式会社との業務提携効果を早期に発現させ、競争力・収益力の向上を図ってまいります。

また、中国では数少ない紙パルプ一貫生産体制の強みを最大限に活かしたコストダウンを継続して行い、さらなる競争力強化に取り組んでおります。

#### (e) イノベーションの推進と持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当社グループは、経営理念の一つである「環境・社会との共生」の下、環境経営の推進を掲げ、環境と調和した企業活動を展開しております。柔軟かつ効率的な研究開発活動を充実させ、新たなニーズの探索に取り組み、イノベーションの推進による新製品・新事業の創出を通じて、真の豊かさと持続可能な社会の実現に貢献することを目指しております。

次世代素材として幅広い産業に 응용が期待されているセルローズナノファイバー（CNF）については、これまでCNFスラリーの「アウロ・ヴィスコ」がカーケミカル用品の増粘剤や生コンクリートの圧送先行剤として採用されてきました。加えて、2018年にオランダで開催された世界最大級の化粧品原料展でシルバー賞を受賞した「アウロ・ヴィスコCS」を、2019年4月に製品化しました。そして、2019年10月には「東京モーターショー」の環境省ブースにて、CNFとポリカーボネートを複合した樹脂ガラスが自動車部品として展示されました。この複合材は、無機ガラスに比べて軽量なため、自動車重量の大幅な低減効果が期待されております。さらに、当社独自の技術開発により実現したCNFシート「アウロ・ヴェール」が2020年2月に卓球ラケット用素材に採用されました。これらの用途で採用されたスラリー、複合樹脂、シートの他に、有機溶剤に分散可能なCNFパウダーも多様なCNFのラインアップに加え、今後もより幅広い分野での用途開発を進め、CNF実用化を牽引し、市場普及を積極的にリードしてまいります。

海洋プラスチック問題への対応として世界中でプラスチックに替わる紙製品の需要が高まっているなか、地球環境に配慮した素材・製品開発に積極的に取り組んでおります。素材の開発においては、生分解性プラスチックとパルプの複合材、再生循環型の包装材料、耐水性・耐熱性を持ったパルプ製トラベラーリッド等の開発を加速し、採用間近の製品も出てきております。プラスチックストローの代替では、耐水性を有するストローの原紙が国内ストローメーカーに採用されました。また、水蒸気と酸素の両方に対してバリア性を有する紙素材「SILBIO BARRIER」は、多くの引き合いに対応し、製品化を進めながら、さらなる機能向上にも取り組んでおります。そして、市場においては、Nestlé Group製品のパッケージ素材に当社グループ紙製品がプラスチック代替として、タイに続き日本でも採用されました。今後もパッケージ素材のサプライヤーとして、地球環境へ配慮した取り組みに貢献してまいります。

パルプを原料としたプラスチックの製造についても目下開発中です。従来の石油を原料としたプラスチックから、持続可能なバイオマス原料としたバイオマスプラスチックに置き換えることにより、化石燃料由来のCO<sub>2</sub>排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献することを目指してまいります。一般的なバイオマスプラスチックはトウモロコシなどの可食原料から製造されますが、当社グループのバイオマスプラスチックは非可食である樹木由来のパルプを原料とすることで食品資源との競争を無くし、持続可能な社会にさらに深く貢献してまいります。

土木分野においては、従来から仮設資材に利用されていた鋼材や木材の代替として、人と環境に優しく、取扱いが容易な紙素材を活用した仮設施工の生産性向上技術である「KAMIWAZA」を清水建設株式会社と共同開発しました。引き続き、紙素材を活用した新たなソリューションを進めてまいります。

また、木質成分の1つであるヘミセルローズにおいては、当社グループの独自技術により抽出・精製した「加水分解キシラン」を上市し、化粧品原料素材として高い評価を受け、2019年1月に製品化しております。さらに、ヘミセルローズを化学的に変化させた新規の「硫酸化ヘミセルローズ（既存の医薬品原料であるポリ硫酸ペントサンナト

リウムの類似物質)」を医薬品として開発することを進めております。医薬事業への参入に向けた取り組みを加速するため、2020年4月に「王子ファーマ株式会社」を設立し、大学や製薬企業とのコラボレーションを推進しております。

水処理技術の分野では、長年培ってきた用水製造・排水処理技術を活かし、競争力のある水処理システムを実用化しております。当社水処理システムはタイの工業団地で稼働しているほか、新たにミャンマー最大手のビール会社の用水製造設備や、2020年竣工予定のミャンマーの大型複合施設の生活用水製造設備ならびに排水処理設備でも採用されました。排水処理設備、工業用水設備、生活用水製造設備の全てにおいて、IoT技術を活用した遠隔監視機能を組み込むことができ、より最適な水処理設備の運用をサポートしております。これからも水処理システムの技術革新を進めながら普及拡大を目指し、国内外の水環境改善に貢献してまいります。

今後も地球温暖化対策、生物多様性保全、環境配慮型製品の提供等も含め、地球環境に配慮した取り組みを進めていくとともに、持続可能な森林経営を推進し、木材原料をはじめとする原材料の責任ある調達に努めてまいります。

また、中長期的な企業価値向上を図り、持続的発展を遂げるため、多様な人材が活躍できるよう働き方改革とダイバーシティの推進に取り組んでまいります。

多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、継続的に強化に努めてまいります。

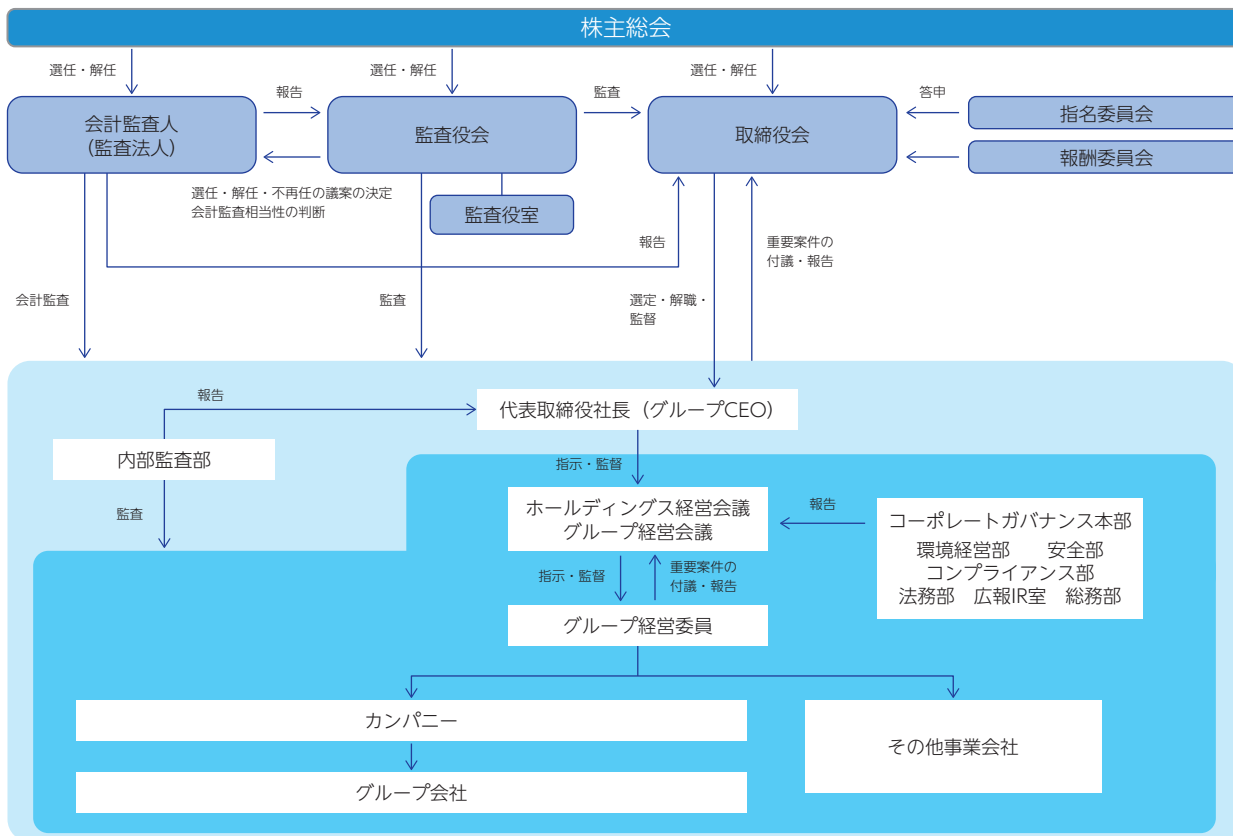
当社グループはこれらの諸施策を通して、社会に様々な価値を提供し、持続可能な開発目標(SDGs)達成の貢献をすると共に、常に時代のニーズを先取りし、イノベーションに挑戦して、持続的に成長する企業グループを目指してまいります。

### <ご参考> コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、創業以来受け継いできた企業としての基本的な価値観および行動理念をもとに、「王子グループ企業行動憲章」を制定し、当社グループ全体で企業市民としての自覚と高い倫理観をもって企業活動を推進しております。今後も、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つと位置付け、継続的に強化に努めてまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、インターネットの当社ホームページに掲載しております。<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりです。



### (5) 企業集団の主要な事業内容

(2020年3月31日現在)

区分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙・段ボール加工事業、白板紙・紙器事業、包装用紙・製袋事業、家庭紙事業、紙おむつ事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	パルプ事業、エネルギー事業、植林・木材加工事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
その他	不動産、エンジニアリング、商事、物流 他

### (6) 企業集団の主要な営業所及び工場

(2020年3月31日現在)

#### ① 当社

主要な拠点
本社：東京都中央区
研究所：東京都江東区、兵庫県尼崎市 他

#### ② 子会社

〔(8)重要な子会社の状況〕の表に記載しております。

### (7) 企業集団の従業員の状況

(2020年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	18,254名	484名増
機能材	5,133名	81名減
資源環境ビジネス	7,450名	152名増
印刷情報メディア	3,303名	69名減
その他	2,670名	15名増
合計	36,810名	501名増



## (8) 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

会社名	本社所在地	区分	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
			百万円	%	
王子コンテナ株式会社	東京都中央区	生活産業資材	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子マテリア株式会社	東京都中央区	生活産業資材	600	100	板紙(段ボール原紙、特殊板紙、白板紙)、包装用紙、パルプの製造、販売
王子製袋株式会社	東京都中央区	生活産業資材	429	(55.0)	重包装紙袋の製造、販売
王子ネピア株式会社	東京都中央区	生活産業資材	350	100	家庭紙、紙おむつの製造、販売
森紙業株式会社	京都府京都市	生活産業資材	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
			百万マレーシア・リンギット		
GSPH Holdings Sdn. Bhd.	マレーシア	生活産業資材	475	(100)	GSPHグループ(段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売)の支配・管理
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	マレーシア	生活産業資材	18	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
			百万USDドル		
Ojtex Haiphong Co., Ltd.	ハトナム	生活産業資材	35	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Ojtex (Vietnam) Co., Ltd.	ハトナム	生活産業資材	15	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
			百万円		
王子タック株式会社	東京都中央区	機能材	1,550	(100)	紙・樹脂加工品、包装資材、粘着紙の製造、販売
王子エフテックス株式会社	東京都中央区	機能材	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	東京都中央区	機能材	350	100	感熱記録紙(紙、フィルム)、インクジェット用紙の製造、販売
			百万ブラジル・リアル		
Oji Papéis Especiais Ltda.	ブラジル	機能材	409	(100)	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
			百万ユーロ		
KANZAN Spezialpapiere GmbH	ドイツ	機能材	25	(94.7)	感熱記録紙の製造、販売
			百万タイ・バーツ		
Oji Paper (Thailand) Ltd.	タイ	機能材	1,340	(100)	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
			百万USDドル		
Kanzaki Specialty Papers Inc.	米国	機能材	34	(100)	感熱記録紙の製造、販売

会社名	本社所在地	区分	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
			百万円	%	
日伯紙パルプ資源開発株式会社	東京都中央区	資源環境ビジネス	61,788	(56.3)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買
王子コーンスターチ株式会社	東京都中央区	資源環境ビジネス	1,000	(60.0)	コーンスターチ、糖化製品の製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	東京都中央区	資源環境ビジネス	350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
			百万USドル		
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	ブラジル	資源環境ビジネス	257	(56.3)	植林、パルプの製造、販売
			百万ニュージーランド・ドル		
Pan Pac Forest Products Ltd.	ニュージーランド	資源環境ビジネス	126	(100)	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売
			百万円		
王子製紙株式会社	東京都中央区	印刷情報メディア	350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子物流株式会社	東京都中央区	その他	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋株式会社	東京都中央区	その他	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子エンジニアリング株式会社	東京都中央区	その他	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備、販売
王子不動産株式会社	東京都中央区	その他	650	(100)	不動産の売買、仲介、賃貸借、管理
			百万USドル		
江蘇王子製紙有限公司	中国	資源環境ビジネス 印刷情報メディア	911	(90.0)	紙、パルプの製造、販売
			百万ニュージーランド・ドル		
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	ニュージーランド	生活産業資材 資源環境ビジネス	728	(60.0)	パルプ、板紙、段ボール製品、紙袋製品の製造、販売

- (注) 1. 江蘇王子製紙有限公司は資源環境ビジネスおよび印刷情報メディア、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.は生活産業資材および資源環境ビジネスに区分されるため上記の表の区分では、それぞれ記載しております。  
 2. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 当社の議決権比率の( )内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。  
 4. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め189社であります。なお、持分法適用会社は24社であります。  
 5. 当期末現在において、特定完全子会社はありません。

### (9) 企業集団の資金調達状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入および社債の発行等により調達しました。  
なお、当期末の有利子負債残高は、前期末に比べ389億円減少し、5,817億円となりました。

### (10) 企業集団の主要な借入先及び借入額

(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	62,413百万円
株式会社みずほ銀行	55,951百万円
農林中央金庫	43,204百万円
三井住友信託銀行株式会社	24,649百万円
日本生命保険相互会社	22,120百万円

- (注) 1. 上記の借入金残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。  
2. 上記のほか、シンジケートローンにより、182,530百万円を借り入れております。  
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

該当する事項はありません。

## (12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

### ① 利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

### ② 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、2020年3月31日を基準日として、1株につき7円とする予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき7円）とあわせまして、当期年間の配当金は、前期と比べ2円増配の、1株につき14円となります。

#### (a) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき7円 総額6,944,379,484円

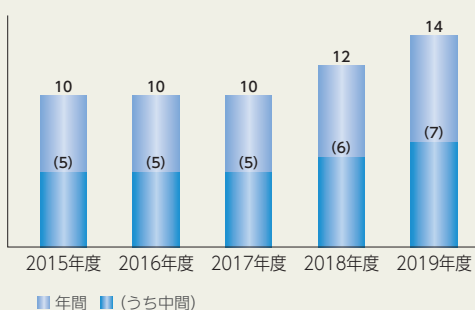
#### (c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月11日

<ご参考>

### 1株当たり配当金推移

(単位：円)



## (13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 当社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

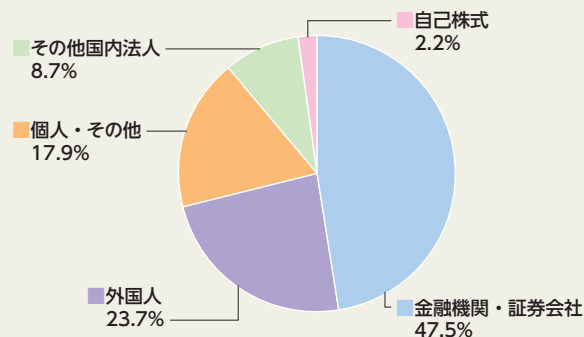
- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,014,381,817株  
 (うち自己株式) (22,327,605株)  
 (3) 株主数 65,690名(前期末比 5,877名増)  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	85,345千株	8.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	58,342千株	5.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	33,971千株	3.4%
株式会社三井住友銀行	31,668千株	3.2%
日本生命保険相互会社	25,658千株	2.6%
株式会社みずほ銀行	21,636千株	2.2%
王子グループ従業員持株会	19,766千株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	16,700千株	1.7%
農林中央金庫	16,654千株	1.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	16,154千株	1.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式を22,327千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式(22,327千株)を控除して計算しております。  
 3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

### <ご参考>

#### 所有者別持株比率 (2020年3月31日現在)



### 3 当社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長※	矢嶋 進	
代表取締役社長※	加来 正年	グループCEO
代表取締役副社長※	渡 良司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長兼務
取締役※	武田 芳明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司、Oji Asia Management Sdn.Bhd.管掌
取締役※	藤原 省二	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
取締役※	小関 良樹	産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社取締役副社長、王子マテリア株式会社代表取締役社長兼務、王子コンテナ株式会社分掌
取締役※	木坂 隆一	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
取締役※	鎌田 和彦	Celulose Nipo-Brasileira S.A.取締役社長
取締役※	磯野 裕之	王子オセアニアマネジメント株式会社代表取締役会長兼Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長
取締役※	石田 浩一	コーポレートガバナンス本部副本部長、イノベーション推進本部分掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	進藤 富三雄	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長兼務
取締役	奈良 道博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外取締役、日本特殊塗料株式会社社外取締役
取締役	高田 稔久	
監査役	山下 富弘	（常勤）王子コンテナ株式会社監査役、王子製袋株式会社監査役、王子マテリア株式会社監査役、森紙業株式会社監査役、王子製紙株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役
監査役	大塚 伸子	（常勤）王子エフテックス株式会社監査役、王子イメージングメディア株式会社監査役、王子グリーンリソース株式会社監査役、王子不動産株式会社監査役
監査役	桂 誠	
監査役	北田 幹直	弁護士、アスフル株式会社社外監査役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役、双日株式会社社外監査役
監査役	辺見 紀男	弁護士



- (注) 1. 取締役 奈良道博、高田稔久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 桂誠、北田幹直、辺見紀男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2019年6月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しました。
- 就任 取締役 進藤富三雄 高田稔久  
    退任 取締役 進藤清貴 淵上一雄 青山秀彦 寺坂信昭  
    就任 監査役 大塚伸子  
    退任 監査役 緒方元一
4. 2019年6月27日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
- 監査役（常勤） 山下富弘  
    監査役（常勤） 大塚伸子
5. 2020年3月31日付で、代表取締役副社長 渡良司は、代表取締役副社長を辞任により退任し取締役となりました。
6. 監査役 大塚伸子は、国税局および税理士法人や当社で、税務や会計・内部監査の分野を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. ※印の取締役11名は、グループ経営委員を兼務します。
8. 2020年4月1日以降のグループ経営委員を兼務する取締役の担当は、次の「(2) グループ経営委員の状況」の表に記載のとおりです。
9. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(2) グループ経営委員の状況

(2020年4月1日現在)

地位	氏名	担当
会長グループ経営委員 ※	矢嶋 進	
社長グループ経営委員 ※	加来 正年	グループCEO
専務グループ経営委員 ※	小関 良樹	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長
専務グループ経営委員 ※	木坂 隆一	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理(上海)有限公司、Oji Asia Management Sdn.Bhd.管掌
常務グループ経営委員 ※	鎌田 和彦	Celulose Nipo-Brasileira S.A.取締役社長
常務グループ経営委員 ※	磯野 裕之	王子オセアニアマネジメント株式会社代表取締役会長兼Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長
常務グループ経営委員 ※	石田 浩一	コーポレートガバナンス本部副本部長、イノベーション推進本部管掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員 ※	進藤 富三雄	資源環境ビジネスカンパニープレジデント兼印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
専務グループ経営委員	横山 勝	イノベーション推進本部長
専務グループ経営委員	伏野 裕	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼王子コンテナ株式会社代表取締役社長
専務グループ経営委員	譚 迪倫	Oji Asia Packaging Sdn.Bhd.取締役社長兼Oji Asia Management Sdn.Bhd.取締役社長
グループ経営委員	伊林 尚	株式会社王子機能材事業推進センター常務取締役兼王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	北村 正	王子産業資材マネジメント株式会社常務取締役兼森紙業株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	河辺 安曇	資源環境ビジネスカンパニーバイスプレジデント、王子エコマテリアル株式会社代表取締役社長兼務
グループ経営委員	青木 茂樹	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
グループ経営委員	長谷部 明夫	王子産業資材マネジメント株式会社常務取締役
グループ経営委員	船田 高男	王子産業資材マネジメント株式会社常務取締役兼王子マテリア株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	西 連	株式会社王子機能材事業推進センター常務取締役兼王子エフテックス株式会社代表取締役社長

地位	氏名	担当
グループ経営委員	森平高行	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務
グループ経営委員	安井宏和	王子製紙管理(上海)有限公司董事長兼江蘇王子製紙有限公司董事長

(注) ※印のグループ経営委員8名は、取締役を兼務します。

### (3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	固定報酬	業績連動報酬		合計
			賞与	株式報酬	
取締役	17名	316百万円	211百万円	155百万円	684百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(30百万円)	(-)	(-)	(30百万円)
監査役	6名	91百万円	-	-	91百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(39百万円)	(-)	(-)	(39百万円)
合計	23名	408百万円	211百万円	155百万円	775百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等は①固定報酬である基本報酬、②賞与(短期的な業績に応じた報酬)、③株式報酬(中長期的な企業価値向上を反映する報酬)によって構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。
2. 上記1.①と②にかかる取締役の報酬等の限度額は年額700百万円であります(2016年6月29日第92回定時株主総会決議)。
3. 上記1.③にかかる取締役(社外取締役を除く)の報酬等は上記2.とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対し業績連動型株式報酬制度を導入しております(2016年6月29日第92回定時株主総会決議)。
- 同制度により、各取締役(社外取締役を除く)の役別基礎ポイントを合計した数に、業績連動支給率を乗じた数をもって事業年度の付与ポイント数とし、事業年度末時点において取締役(社外取締役を除く)の地位にあった者に対して当社定時株主総会日にポイントを付与しております。なお、同制度により当社が取締役(社外取締役を除く)に付与するポイントの総数は1事業年度当たり57万ポイント(通常1ポイント=当社株式1株)を上限としております。また、当社は2019年6月21日開催の取締役会において同制度の継続を決議し、同年11月21日に同制度向けに自己株式1,035,700株を処分しております。
4. 監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)。
5. 各取締役の報酬等の額は報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。また、各監査役の報酬等の額は監査役の協議により決定しております。
6. 当期末現在の人員は取締役13名、監査役5名であります。
7. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

(2020年3月31日現在)

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	奈良道博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外取締役、日本特殊塗料株式会社社外取締役
社外監査役	北田幹直	弁護士、アスクル株式会社社外監査役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役、双日株式会社社外監査役
社外監査役	辺見紀男	弁護士

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

##### ② 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外取締役	奈良道博	15回中14回 (93.3%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外取締役	高田稔久	10回中10回 (100%)	—	外交官としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	桂誠	15回中14回 (93.3%)	14回中14回 (100%)	外交官としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	北田幹直	15回中15回 (100%)	14回中14回 (100%)	検察官、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	辺見紀男	15回中13回 (86.7%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

(注) 出席状況については、取締役 高田稔久氏は、2019年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	105百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	260百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項および同条第2項に基づき同意しております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債の発行にかかるコンフォート・レターの作成業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、森紙業株式会社、江蘇王子製紙有限公司、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.、Oji Papéis Especiais Ltda.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、Oji Paper (Thailand) Ltd.、GSPP Holdings Sdn. Bhd.、Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.、Ojitex Haiphong Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第96期 (2020年3月31日現在)	第95期(ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	第96期 (2020年3月31日現在)	第95期(ご参考) (2019年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>640,484</b>	<b>673,465</b>	<b>流動負債</b>	<b>532,976</b>	<b>576,369</b>
現金及び預金	73,943	78,756	支払手形及び買掛金	209,669	253,929
受取手形及び売掛金	301,682	334,852	短期借入金	172,027	193,175
有価証券	10,381	9,471	コマーシャル・ペーパー	14,000	3,000
商品及び製品	98,483	101,940	1年内償還予定社債	20,000	20,000
仕掛品	23,467	20,094	未払金	16,330	16,705
原材料及び貯蔵品	94,946	94,758	未払費用	48,485	48,912
短期貸付金	3,749	6,294	未払法人税等	22,984	17,941
未収入金	20,232	14,531	その他	29,479	22,705
その他	15,407	14,603	<b>固定負債</b>	<b>520,647</b>	<b>559,593</b>
貸倒引当金	△1,811	△1,838	社債	80,000	70,000
<b>固定資産</b>	<b>1,244,796</b>	<b>1,277,904</b>	長期借入金	295,647	334,402
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(1,015,794)</b>	<b>(984,759)</b>	繰延税金負債	48,412	62,486
建物及び構築物	188,286	188,861	再評価に係る繰延税金負債	7,803	7,806
機械装置及び運搬具	297,632	318,702	退職給付に係る負債	54,213	52,874
工具、器具及び備品	5,560	4,914	長期預り金	7,492	7,728
土地	235,700	235,975	その他	27,078	24,295
林地	109,664	110,882	<b>負債合計</b>	<b>1,053,623</b>	<b>1,135,963</b>
植林立木	85,858	89,719	<b>純資産の部</b>		
リース資産	34,849	2,296	<b>株主資本</b>	<b>658,623</b>	<b>613,625</b>
建設仮勘定	58,241	33,404	資本金	103,880	103,880
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(13,060)</b>	<b>(16,586)</b>	資本剰余金	110,750	110,474
のれん	4,672	6,682	利益剰余金	457,568	413,023
その他	8,388	9,903	自己株式	△13,577	△13,753
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(215,941)</b>	<b>(276,558)</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>33,512</b>	<b>63,767</b>
投資有価証券	150,831	186,287	その他有価証券評価差額金	21,004	32,981
長期貸付金	7,558	7,398	繰延ヘッジ損益	△957	317
長期前払費用	3,998	21,336	土地再評価差額金	5,813	5,816
退職給付に係る資産	32,019	37,115	為替換算調整勘定	2,390	13,223
繰延税金資産	7,184	10,732	退職給付に係る調整累計額	5,261	11,428
その他	15,258	14,806	<b>新株予約権</b>	<b>216</b>	<b>222</b>
貸倒引当金	△910	△1,119	<b>非支配株主持分</b>	<b>139,305</b>	<b>137,790</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,885,280</b>	<b>1,951,369</b>	<b>純資産合計</b>	<b>831,657</b>	<b>815,406</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,885,280</b>	<b>1,951,369</b>



## 連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第96期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第95期(ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	1,507,607	1,550,991
売上原価	1,143,665	1,175,093
売上総利益	363,942	375,897
販売費及び一般管理費	257,816	265,685
営業利益	106,125	110,212
営業外収益	14,305	27,596
受取利息及び配当金	5,319	5,468
持分法による投資利益	2,889	12,593
その他	6,096	9,535
営業外費用	19,142	19,439
支払利息	6,948	6,419
為替差損	4,797	4,046
その他	7,396	8,973
経常利益	101,289	118,370
特別利益	7,092	15,492
投資有価証券売却益	5,070	2,091
受取保険金	1,513	904
退職給付信託返還益	—	11,224
その他	508	1,271
特別損失	10,242	43,065
事業構造改善費用	2,758	1,348
災害による損失	2,583	3,716
固定資産除却損	1,910	1,933
減損損失	1,728	34,141
その他	1,262	1,925
税金等調整前当期純利益	98,138	90,797
法人税、住民税及び事業税	35,018	31,227
法人税等調整額	△1,380	△6,560
当期純利益	64,500	66,130
非支配株主に帰属する当期純利益	6,319	14,152
親会社株主に帰属する当期純利益	58,181	51,977

# 計算書類

## 貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第96期 (2020年3月31日現在)	第95期(ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	第96期 (2020年3月31日現在)	第95期(ご参考) (2019年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>239,060</b>	<b>306,049</b>	<b>流動負債</b>	<b>275,816</b>	<b>282,002</b>
現金及び預金	5,830	4,161	短期借入金	213,908	240,560
営業未収入金	128	183	コマーシャル・ペーパー	14,000	3,000
短期貸付金	215,522	293,870	1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未収入金	18,817	9,648	未払金	12,876	13,027
その他	195	129	未払費用	2,197	2,809
貸倒引当金	△1,434	△1,943	未払法人税等	11,585	1,276
<b>固定資産</b>	<b>773,659</b>	<b>747,059</b>	その他	1,249	1,328
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(99,422)</b>	<b>(99,761)</b>	<b>固定負債</b>	<b>372,984</b>	<b>401,388</b>
建物	16,649	17,338	社債	80,000	70,000
構築物	238	266	長期借入金	284,645	320,070
機械及び装置	680	329	繰延税金負債	-	2,342
車両運搬具	0	0	退職給付引当金	1,908	2,092
工具、器具及び備品	943	911	長期預り金	4,115	4,373
土地	42,640	42,640	その他	2,314	2,509
林地	15,642	15,642	<b>負債合計</b>	<b>648,800</b>	<b>683,390</b>
植林立木	22,131	22,288	<b>純資産の部</b>		
リース資産	187	10	<b>株主資本</b>	<b>346,094</b>	<b>344,126</b>
建設仮勘定	309	334	<b>(資本金)</b>	<b>(103,880)</b>	<b>(103,880)</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(73)</b>	<b>(69)</b>	<b>(資本剰余金)</b>	<b>(108,640)</b>	<b>(108,640)</b>
ソフトウェア	16	10	資本準備金	108,640	108,640
その他	56	58	<b>(利益剰余金)</b>	<b>(147,394)</b>	<b>(145,618)</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(674,163)</b>	<b>(647,229)</b>	利益準備金	24,646	24,646
投資有価証券	61,718	73,246	その他利益剰余金		
関係会社株式	559,609	557,249	固定資産圧縮積立金	14,884	15,172
出資金	2	2	別途積立金	101,729	101,729
関係会社出資金	8,386	8,717	繰越利益剰余金	6,133	4,069
長期貸付金	42,426	6,516	<b>(自己株式)</b>	<b>(△13,821)</b>	<b>(△14,013)</b>
長期前払費用	761	906	<b>評価・換算差額等</b>	<b>17,608</b>	<b>25,369</b>
繰延税金資産	668	-	その他有価証券評価差額金	17,842	25,682
その他	611	607	繰延ヘッジ損益	△233	△312
貸倒引当金	△20	△16	<b>新株予約権</b>	<b>216</b>	<b>222</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,012,719</b>	<b>1,053,109</b>	<b>純資産合計</b>	<b>363,918</b>	<b>369,718</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,012,719</b>	<b>1,053,109</b>

## 損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第96期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第95期(ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
<b>営業収益</b>	<b>37,665</b>	<b>30,991</b>
<b>営業費用</b>		
一般管理費	14,239	13,741
その他	2,409	2,351
<b>営業利益</b>	<b>21,017</b>	<b>14,898</b>
<b>営業外収益</b>	<b>8,065</b>	<b>6,524</b>
受取利息及び配当金	4,684	4,898
ブランド維持収入	1,550	1,403
為替差益	843	—
その他	987	222
<b>営業外費用</b>	<b>6,344</b>	<b>7,268</b>
支払利息	3,858	3,940
ブランド維持経費	1,726	1,683
為替差損	—	43
その他	759	1,600
<b>経常利益</b>	<b>22,738</b>	<b>14,154</b>
<b>特別利益</b>	<b>118</b>	<b>1,253</b>
投資有価証券売却益	109	1,231
その他	8	22
<b>特別損失</b>	<b>7,297</b>	<b>4,095</b>
関係会社株式評価損	6,740	2,493
関係会社株式売却損	—	748
その他	556	853
<b>税引前当期純利益</b>	<b>15,558</b>	<b>11,312</b>
法人税、住民税及び事業税	488	742
法人税等調整額	388	△108
<b>当期純利益</b>	<b>14,682</b>	<b>10,678</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

王子ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所			
指定有限責任社員	公認会計士	佐々木 貴 司	㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	戸田 栄	㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	天野 祐一郎	㊟
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

王子ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 貴 司	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸 田 栄	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天 野 祐 一郎	㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告の一部であり、法令および定款の規定に基づき当社ホームページに掲載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。
  - ③ 上記②と同様に当社ホームページに掲載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

王子ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤)	山下 富 弘 ㊟
監査役(常勤)	大塚 伸 子 ㊟
監査役	桂 誠 ㊟
監査役	北田 幹 直 ㊟
監査役	辺見 紀 男 ㊟

(注) 監査役 桂 誠、北田幹直、辺見紀男は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
■ 定時株主総会	毎年6月	
■ 基準日	定時株主総会の議決権	毎年3月31日
	期末配当	毎年3月31日
	中間配当	毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス <a href="https://www.ojiholdings.co.jp/">https://www.ojiholdings.co.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。	
■ 単元株式数	100株	
■ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関郵便物送付先	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)	

## ■ 配当金のお支払いについて

第96期の期末配当金（1株につき7円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2020年6月11日から2020年7月31日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいております。

## ■ 配当金のお受け取り方法について

確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。

詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

---

#### ■ 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

- ▶ 証券会社でお取引をされている株主様  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
- ▶ 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様  
証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。  
なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社の口座へ振り替えられることをお勧めします。

---

#### ■ 未払配当金の支払いについて

- ▶ 株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

---

#### ■ 定時株主総会決議ご通知について

- ▶ 定時株主総会決議ご通知は下記の当社ホームページに掲載しております。

---

#### ■ マイナンバー制度について

- ▶ 株式関係業務におけるマイナンバーの利用  
市区町村から通知された株主様のマイナンバーは、法令に定められたとおり、配当金に関する支払調書、単元未満株式の買取請求等の株式の譲渡取引に関する支払調書等に記載し、税務署へ提出いたします。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要がございます。  
お届けがお済でない株主様はお取引の証券会社等へお届けください。
- ▶ マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先  
証券会社でお取引をされている株主様  
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。  
特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（フリーダイヤル 0120-782-031）にお問い合わせください。

---

当社ホームページ

<https://www.ojiholdings.co.jp/>

# 株主総会会場ご案内図

- ・本株主総会にご出席される株主様は、マスクの着用など新型コロナウイルス感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

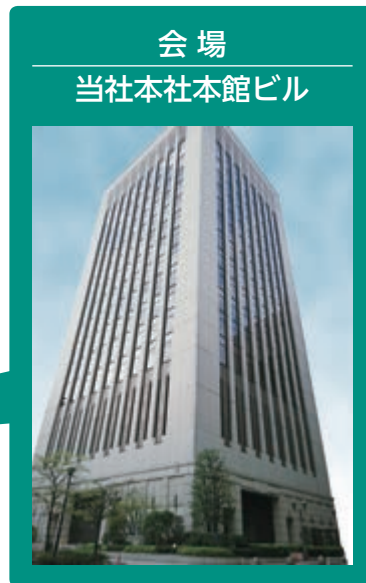
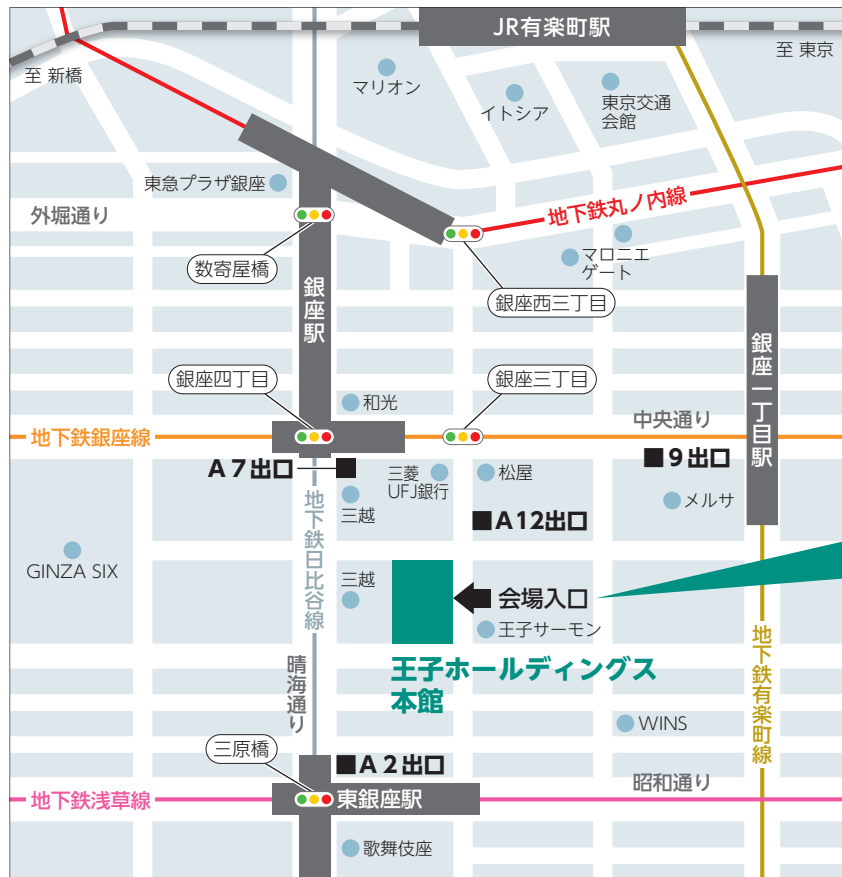
日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

会場

当社本社本館ビル

東京都中央区銀座四丁目7番5号 電話 03-3563-1111(代)



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取ってください。



交通のご案内

J R  
地下鉄

有楽町駅

銀座駅 (●銀座線、●丸ノ内線、●日比谷線)

東銀座駅 (●浅草線、●日比谷線)

銀座一丁目駅 (●有楽町線)

中央口より 徒歩7分

A12出口より 徒歩1分

A7出口より 徒歩2分

A2出口より 徒歩2分

9出口より 徒歩5分

※駐車場の用意はございません。公共の交通機関をご利用ください。

※当日は、当社の役員および係員の服装につきましては、クールビズにてご対応させていただきますので、ご了承ください。



## 第96回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第96期

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

当社の新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
会社の支配に関する基本方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結キャッシュ・フロー計算書（要約）  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

王子ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ  
(<https://www.ojiholdings.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 当社の新株予約権等に関する事項

### 当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(2020年3月31日現在)

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の保有者数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類、数	新株予約権の行使期間
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用)	2009年7月13日	取締役 (社外役員を除く) 1名	12個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 12,000株	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用)	2010年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 1名	15個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 15,000株	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用)	2011年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 1名	15個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 15,000株	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 (取締役用)	2012年7月17日	取締役 (社外役員を除く) 3名	46個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 46,000株	2012年7月18日から 2032年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権 (取締役用)	2013年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 4名	72個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 72,000株	2013年7月17日から 2033年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第9回新株予約権 (取締役用)	2014年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 4名	57個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 57,000株	2014年7月16日から 2034年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第10回新株予約権 (取締役用)	2015年7月14日	取締役 (社外役員を除く) 7名	117個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 117,000株	2015年7月15日から 2035年6月30日まで

- (注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。  
 2. 第4回から第7回までの新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更（旧商号 王子製紙株式会社）前に割当てられたものであります。  
 3. 新株予約権の行使時の払込金額は、各回ともに1株当たり1円であります。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めております。

- (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、当社および当社子会社の取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束する。
  - ② 法令遵守の徹底を図るための部門を設け、法令遵守教育や内部通報制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努める。
  - ③ 反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応する。
  - ④ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
法令および文書の取扱いに関する当社の規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む）の保存、管理を行う。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとする。
- (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① グループ規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行う。
  - ② グループリスク管理の基本となる規程を制定することによってリスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行う。
  - ③ 内部監査部門は、リスク管理の状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。
- (4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① グループ全体の経営理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、当社および当社子会社の取締役および使用人が共有すべき目標、課題を明確化する。
  - ② 当社および当社子会社の各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、当社および当社子会社の取締役会に報告する。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減する等の改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備する。
  - ③ 当社および重要な当社子会社の使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ① グループ規程において、当社および当社子会社の役割ならびにグループガバナンス体制を明確に定める。
  - ② グループ規程においてグループ内承認・報告手続きを統一的に定め、グループ内での牽制を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役を補助する部門を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置く。
  - ② 監査役を補助する部門は監査役に直属するものとし、所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
  - ③ 監査役を補助する部門の使用人は監査役の指揮命令に従う。
- (7) 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①重要な業務執行に関する事項および著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、グループ規程に定める会議体で審議または報告されることが規程で定められており、当該会議への出席や資料の閲覧等を通じて監査役に重要事項が報告される体制を確保する。
  - ②当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告する。
  - ③内部監査、リスク管理、内部通報等のコンプライアンスの状況について、定期的に監査役に対して報告する。
  - ④内部通報制度において、当該報告したこと自体を理由に不利益を被らない体制を確保する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役がその職務の執行に必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。
  - ②監査計画に基づいて監査役が必要とする費用の支出に対応するため、毎年、予算を設ける。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。



業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・王子グループの全ての役職員が守るべきルールを具体的に定めた王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範のポケット版を役職員に配布し、周知徹底を図っております。
- ・コンプライアンス部では、コンプライアンスに関する意識向上を目的として主に国内グループ会社向けにコンプラニュース、海外グループ会社向けにグローバルコンプラニュースを、それぞれ作成、定期配信するとともに、随時、コンプライアンスや各種法令に関する社内研修会を実施しております。また、王子グループの従業員に対して、コンプライアンス意識調査アンケートを実施し、その結果を踏まえたアクションプランを作成し、改善に取り組んでおります。
- ・王子グループの各会社や部署にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス推進リーダーが置かれ、各職場では、半期に1回以上、全員参加によるコンプライアンス会議が開催され、コンプライアンス意識の浸透と強化が図られております。
- ・グループ贈収賄防止規程を、「グループ贈賄・腐敗行為防止規程」と「グループ収賄・腐敗行為防止規程」の2本建てに改訂し、既存の制度の整備、充実を図っております。教育・研修等を通じた意識向上・浸透活動によって、贈収賄、腐敗に対する一層の防止体制強化、未然防止に努めております。
- ・社内と社外（弁護士事務所）の2カ所を通報窓口とし、法令違反と不正行為の未然防止、および早期発見による是正を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を整備し、王子グループ全役職員から相談・通報を受け付けております。

(2) リスク管理に対する取組みの状況

- ・「グループリスク管理基本規程」に基づき、王子グループが所有する有形無形の財産すべてをリスク管理の対象と定め、管理対象とするリスクをグループ横断リスクと業務ラインリスクに区分し、環境リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、製造物責任リスク、災害リスク等のリスク類型を認識しております。
- ・管理体制については、それぞれのリスク類型ごとに管理部門・管理支援部門を定めて迅速に対応しております。
- ・緊急時においては、迅速に初動対応がとれるよう24時間体制で報告・情報収集する体制を整備しております。また、緊急時に必要な設備・機材の点検整備等を継続的に行い、緊急時対応体制の向上に努めております。
- ・特にグループ全体で対応すべき重大な事案が発生した場合にはグループ緊急時対策本部を設置し、従業員の安否確認や被災状況の把握、顧客企業への供給継続のため迅速に対応する体制としております。
- ・内部監査部は、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性を確認するため、グループ会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部統制の状況について監査し、その結果をグループ経営会議および監査役に報告しております。

(3) 効率的な職務執行体制確保のための取組みの状況

- ・取締役会を15回開催し、グループ全体の方向を示す中期計画や法令、グループ規程に定められた重要な業務執行等に関する事項を審議、報告しております。
- ・重要事項等については、ホールディングス経営会議、グループ経営会議等での審議、報告を経て、取締役会において審議、報告されております。取締役会等での決定に基づく業務執行は、グループ経営委員やカンパニープレジデントが迅速に遂行しております。
- ・組織規程、グループ経営規程、職務権限規程においてそれぞれの組織権限や責任の明確化を定め、さらに、グループCEO決定規程、カンパニープレジデント承認規程等稟議に関する規程を定め、これらに基づき適正な運用を実施しております。

(4) 監査役監査の実効性確保のための取組みの状況

- ・監査役は常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で、監査役会を14回開催しました。常勤監査役は、取締役会のほか、ホールディングス経営会議やグループ経営会議等にも出席し、業務執行の意思決定等を確認しております。社外監査役に対しては原則月2回開催の社外役員説明会（社外取締役・常勤監査役も出席）を通じてホールディングス経営会議やグループ経営会議等の内容を報告しております。

- 監査役は内部監査部、会計監査人等と定期的に会合を持ち、監査計画や監査結果等について情報を交換する等連携を図るとともに、代表取締役、カンパニープレジデント等と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- 会社は、監査役の職務を補助するため、他の部門から独立した監査役室を設置して専任の従業員を配置しております。また、監査役会の作成した監査計画に基づいて予算を設け、監査に必要な費用を負担しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（１）のとおり定めております。

また、2017年6月29日開催の第93回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（３）に定める特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注４）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注１．特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２．議決権割合とは、（i）特定株主グループが、注１．の（i）の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ii）特定株主グループが、注１．の（ii）の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３．株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注４．上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

### （１）会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループが企業価値・株主共同の利益の向上を図っていくためには、当社グループが展開する様々な事業分野において、グループ経営戦略の基本方針である「国内事業の収益力アップ」、「海外事業の拡充」、「イノベーションの推進」、「持続可能な社会への貢献」を中長期的に推進していく必要があります。また、民間企業で国内最大の森林保有者である当社グループにとって、持続可能な森林経営を行い、中長期的に森林の公益的価値の維持・向上を図ることが、社会的責任の一つであると認識しております。したがって、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えております。

しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせる客観的な蓋然性があるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、第96回定時株主総会招集ご通知の事業報告35ページ「(4) 企業集団の対処すべき課題」に記載の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社株主全体の利益のため、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われるものとします。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後（株主意思確認総会（後記③(e)に定義します。以下同じ。）が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後）に大規模買付行為を開始する、というものです。

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。



### ③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起します。

#### (b)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります（ただし、株主意思確認総会が開催された場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。）。

対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えております。

#### (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買取者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

#### (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する客観的な蓋然性のある買付行為を行う場合

- (iii) 次の①から③までに該当する事由のいずれかが存在し、それにより、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損または当社の株主に著しい不利益を生じさせる客観的な蓋然性がある場合
- ① 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不相当であること
  - ② 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等について環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じる客観的な蓋然性があること
  - ③ 大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされない客観的な蓋然性があること

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります(ただし、株主意思確認総会が開催されて、対抗措置の発動の停止についても決議がなされている場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。)。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行う等の事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるべきか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動を停止するべきか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催もしくは不開催または発動の停止を決定するときは、必ず特別委員会に対して諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動の停止を行うか否かの判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

(e) 株主意思の確認手続き

当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断にあたり、株主意思の確認手続きを経るべきであると判断した場合、当社取締役会は、株主の意思を確認するための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を開催することがあり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、大規模買付行為が上記③(b)(iii)の類型に該当することのみを理由として対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行います。また、株主意思確認総会の開催にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないようにするため、当社株主に対し、当該株主意思確認総会における議決権行使に関する勧誘を行うことがありま

す。株主意思確認総会の招集手続きおよび議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続きおよび議決権行使方法に準ずるものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かに関する株主意思確認総会の決議に従うものとします。

④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本方針に基づく対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替



案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記（3）③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合等、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしています。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記（3）⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

#### 大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ(ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)の情報。
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) (大規模買付者が個人である場合は) 国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体(以下、「法人」という。)の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
  - (3) (大規模買付者が法人である場合は) 当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
  - (4) (もしあれば) 過去5年間の犯罪履歴(交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。)、過去5年間の金融商品取引法、会社法(これらに類似する外国法を含む。)に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。(取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。)
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。)
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

#### 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額  
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

#### 特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
  - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
  - ③株主意思確認総会の開催の要否
  - ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名および略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年5月17日生まれ  
1974年4月 弁護士登録  
2014年6月 当社取締役  
現在に至る。

※奈良道博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

高田 稔久 (たかた としひさ)

略歴

1954年1月8日生まれ  
1976年4月 外務省入省  
2010年8月 ケニア駐箚特命全権大使  
2010年10月 ケニア兼エリトリア兼セーシェル兼ブルンジ駐箚特命全権大使  
2013年1月 ケニア兼エリトリア兼セーシェル兼ブルンジ兼ソマリア駐箚特命全権大使  
2013年8月 臨時本省事務従事(沖縄担当)  
2015年5月 ニュージーランド兼クック兼サモア駐箚特命全権大使  
2016年6月 ニュージーランド兼クック兼サモア兼ニウエ駐箚特命全権大使  
2017年3月 ニュージーランド兼クック兼ニウエ駐箚特命全権大使  
2018年10月 退官  
2019年6月 当社取締役  
現在に至る。

※高田稔久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

辺見 紀男 (へんみ のりお)

略歴

1957年6月13日生まれ  
1989年4月 弁護士登録  
2018年6月 当社監査役  
現在に至る。

※辺見紀男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	103,880	110,474	413,023	△13,753	613,625
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△752		△752
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 期 首 残 高	103,880	110,474	412,271	△13,753	612,872
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△12,883		△12,883
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			58,181		58,181
自 己 株 式 の 取 得				△582	△582
自 己 株 式 の 処 分		△8		758	750
持 分 変 動 に 伴 う 自 己 株 式 の 増 減				0	0
連 結 範 囲 の 変 動			92		92
連 結 子 会 社 の 合 併 に よ る 増 減			△88		△88
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		8	△8		—
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		276			276
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			3		3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	276	45,297	176	45,750
当 期 末 残 高	103,880	110,750	457,568	△13,577	658,623

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	32,981	317	5,816	13,223	11,428	63,767	222	137,790	815,406
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額								△504	△1,257
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 期 首 残 高	32,981	317	5,816	13,223	11,428	63,767	222	137,286	814,149
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△12,883
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益									58,181
自 己 株 式 の 取 得									△582
自 己 株 式 の 処 分									750
持 分 変 動 に 伴 う 自 己 株 式 の 増 減									0
連 結 範 囲 の 変 動									92
連 結 子 会 社 の 合 併 に よ る 増 減									△88
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替									—
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動									276
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩									3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△11,976	△1,274	△3	△10,832	△6,167	△30,255	△6	2,019	△28,242
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△11,976	△1,274	△3	△10,832	△6,167	△30,255	△6	2,019	17,507
当 期 末 残 高	21,004	△957	5,813	2,390	5,261	33,512	216	139,305	831,657

<ご参考> 連結キャッシュ・フロー計算書（要約）

単位：百万円(単位未満切り捨て)

	第96期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第95期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	124,491	140,571
投資活動によるキャッシュ・フロー	△64,801	△66,636
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,148	△45,539
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,737	△2,241
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△196	26,152
現金及び現金同等物の期首残高	82,794	58,343
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	9	20
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△216	△1,722
現金及び現金同等物の期末残高	82,390	82,794



## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………189社

主要な会社名：王子コンテナ㈱、王子マテリア㈱、森紙業㈱、王子ネピア㈱、王子エフテックス㈱、王子イメージングメディア㈱、王子グリーンリソース㈱、王子製紙㈱、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Pan Pac Forest Products Ltd.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.

なお、当連結会計年度より1社を新たに連結の範囲に加えています。その要因は新規設立です。また、2社を連結の範囲から除外しています。その要因は重要性の低下によるものです。

##### (2) 主要な非連結子会社

主要な会社名：PT. Korintiga Hutani、㈱苫小牧エネルギー公社、㈱DHC銀座

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

持分法適用の非連結子会社の数……………1社

主要な会社名：PT. Korintiga Hutani

持分法適用の関連会社の数……………23社

主要な会社名：三菱製紙㈱、中越パルプ工業㈱、㈱ユポ・コーポレーション

##### (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名：㈱苫小牧エネルギー公社、㈱DHC銀座

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.他82社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。一部の連結子会社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに一部の連結子会社については定額法）

###### ② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

##### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

##### (5) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす場合は一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
通貨オプション	外貨建金銭債権
金利通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金
商品スワップ	電力

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、退職給付に係る負債の計上基準は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11～19年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11～20年）等による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、

改正前の税法の規定に基づいています。

④ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っています。金額が僅少な  
ものについては発生年度に全額償却しています。

5. 会計方針の変更

( I F R S 第16号「リース」の適用)

当社グループの I F R S 適用子会社は、当連結会計年度の期首から I F R S 第16号「リース」  
を適用しています。これにより、原則としてすべてのリースについて、適用開始日に使用权資産  
及びリース負債を認識しています。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められ  
ている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しました。

この結果、連結貸借対照表は「有形固定資産」の「リース資産」が15,720百万円、「流動負債」  
の「その他」が2,353百万円及び「固定負債」の「その他」が15,932百万円増加しています。ま  
た、従来「投資その他の資産」の「長期前払費用」に含めて記載していた土地使用権16,440百万  
円を、使用权資産として「有形固定資産」の「リース資産」に含めて記載しています。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響が反映されたことにより、連結株主資本等変動計  
算書は「利益剰余金」の期首残高が752百万円及び「非支配株主持分」の期首残高が504百万円減  
少しています。

当該会計基準の適用が連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微です。

(米国会計基準 A S U 第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」の適用)

当社グループの米国会計基準適用子会社は、当連結会計年度の期首から米国会計基準 A S U 第  
2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。当該会計基準の適用が連結計算書  
類に与える影響は軽微です。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「受取保険金」は、金額  
的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年  
度の「受取保険金」は904百万円であります。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「事業構造改善費用」は、  
金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会  
計年度の「事業構造改善費用」は1,348百万円であります。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「災害による損失」は、  
金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会  
計年度の「災害による損失」は3,716百万円であります。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除却損」は、  
金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会  
計年度の「固定資産除却損」は1,933百万円であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,956百万円
受取手形及び売掛金	2,278百万円
商品及び製品	1,404百万円
仕掛品	15百万円
原材料及び貯蔵品	484百万円
短期貸付金	3,931百万円
流動資産その他	2,449百万円
建物及び構築物	7,142百万円
機械装置及び運搬具	8,467百万円
工具、器具及び備品	147百万円
土地	8,885百万円
林地	919百万円
植林立木	17,527百万円
建設仮勘定	720百万円
無形固定資産その他	1,029百万円
投資有価証券	831百万円
投資その他の資産その他	20百万円
計	58,211百万円

受取手形及び売掛金のうち連結子会社に対する受取手形及び売掛金230百万円、短期貸付金のうち連結子会社に対する短期貸付金3,931百万円、並びに投資有価証券のうち連結子会社株式373百万円は、連結貸借対照表上、相殺消去しています。

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	3,765百万円
長期借入金	1,930百万円
支払手形及び買掛金	411百万円
未払金	3百万円
計	6,109百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,631,513百万円  
(減損損失累計額を含む)

### 3. 保証債務

フォレスト・コーポレーション東京支店	6,058百万円
PT. Korintiga Hutani	6,965百万円
その他	1,431百万円
計	14,454百万円

### 4. 受取手形割引高

10,386百万円

受取手形裏書譲渡高 222百万円

## 5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出
- ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、主に王子マテリア(株)名寄工場、王子製紙(株)苫小牧工場他の生産設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額その他です。

### 2. 減損損失

当社グループは、事業用資産においては事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている資産グループや時価の下落が著しい遊休資産等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に3,671百万円計上しています。その内訳は、建物及び構築物956百万円、機械装置及び運搬具1,727百万円、工具、器具及び備品4百万円、土地418百万円、植林立木87百万円、リース資産417百万円、その他62百万円です。なお、このうち1,943百万円は特別損失の事業構造改善費用に含めて計上しています。回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準等に基づき評価しています。回収可能価額が使用価値の場合には、将来キャッシュ・フローを5.3～8.2%で割引いて算出しています。なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスの場合は、回収可能価額を零としています。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,014,381,817株

### 2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 24,368,163株

(注) 当連結会計年度末の自己株式の普通株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が1,829,612株含まれています。



### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通 株式	5,946	6.0	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年11月5日 取締役会	普通 株式	6,937	7.0	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 1. 2019年5月13日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。

2. 2019年11月5日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2020年5月25日開催の取締役会において、次の通り決議する予定です。

#### 普通株式の配当に関する事項

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 6,944百万円   |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額 | 7円         |
| ④ 基準日      | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 2020年6月11日 |

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれています。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 640,000株

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。



デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務や借入金等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	73,943	73,943	—
(2) 受取手形及び売掛金	301,682		
(3) 短期貸付金	3,749		
貸倒引当金(*1)	△1,799		
	303,633	303,633	—
(4) 長期貸付金	7,558		
貸倒引当金(*2)	△646		
	6,912	7,191	279
(5) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	10,381	10,381	—
② 関連会社株式	33,967	11,254	△22,712
③ その他有価証券	75,511	75,511	—
資産計	504,349	481,915	△22,433
(1) 支払手形及び買掛金	209,669	209,669	—
(2) 短期借入金	129,523	129,523	—
(3) コマーシャル・ペーパー	14,000	14,000	—
(4) 社債	100,000	100,234	234
(5) 長期借入金	338,151	344,688	6,537
負債計	791,343	798,115	6,771
デリバティブ取引(*3)	24	24	—

(\*1) 受取手形及び売掛金、並びに短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格等によっています。

#### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額42,504百万円）は、(5) 長期借入金に含めています。

(4) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,000百万円）も含めています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理、または金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の対象とされており（下記 デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップ、及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額42,504百万円）も含めています。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(5) 長期借入金 参照）。

(注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額41,352百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

#### 賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	699円12銭
2. 1株当たり当期純利益	58円78銭

(期中平均株式数により算出しています。)

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています(1,829,612株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています(1,341,298株)。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金	繰 下 剰 余 金			
当 期 首 残 高	103,880	108,640	—	108,640	24,646	15,172	101,729	4,069	145,618	△14,013	344,126	
当 期 変 動 額												
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△288		288	—		—	
剰 余 金 の 配 当								△12,883	△12,883		△12,883	
当 期 純 利 益								14,682	14,682		14,682	
自 己 株 式 の 取 得										△582	△582	
自 己 株 式 の 処 分			△23	△23						774	750	
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			23	23				△23	△23		—	
株 主 資 本 以 外 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△288	—	2,063	1,775	192	1,968	
当 期 末 残 高	103,880	108,640	—	108,640	24,646	14,884	101,729	6,133	147,394	△13,821	346,094	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額 金	繰 上 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	25,682	△312	25,369	222	369,718
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					—
剰 余 金 の 配 当					△12,883
当 期 純 利 益					14,682
自 己 株 式 の 取 得					△582
自 己 株 式 の 処 分					750
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					—
株 主 資 本 以 外 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	△7,840	78	△7,761	△6	△7,768
当 期 変 動 額 合 計	△7,840	78	△7,761	△6	△5,800
当 期 末 残 高	17,842	△233	17,608	216	363,918

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券 ……償却原価法
  - 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの ……移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産 ……定率法  
（リース資産を除く）  ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
  - 無形固定資産 ……定額法
  - リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。
3. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金 ……当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。
4. ヘッジ会計の方法 ……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 退職給付に係る会計処理 ……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- 消費税等の会計処理 ……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- 連結納税制度の適用 ……………連結納税制度を適用しています。  
 (連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)  
 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

6. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた特別損失の「投資有価証券売却損」(当事業年度1百万円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

林地	159百万円
植林立木	318百万円
計	478百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定額を含む)	1,243百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

54,085百万円  
(減損損失累計額を含む)

3. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	233,591百万円
関係会社に対する長期金銭債権	42,492百万円
関係会社に対する短期金銭債務	111,494百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円



4. 保証債務等	
江蘇王子製紙有限公司	31,849百万円
PT. Korintiga Hutani	6,965百万円
王子製紙	2,660百万円
GS Paperboard & Packaging	1,597百万円
その他	2,254百万円
計	<u>45,327百万円</u>

#### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
関係会社に対する営業収益	36,749百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	14,294百万円
うち関係会社からの受取配当収入	19,411百万円
その他	3,042百万円
関係会社に対する営業費用	10,637百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	5,409百万円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

    普通株式 24,157,217株

(注) 当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が1,829,612株含まれています。

#### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
分割に伴う子会社株式	15,095百万円
投資有価証券	10,466百万円
その他	2,888百万円
繰延税金資産小計	<u>28,450百万円</u>
評価性引当額	<u>△13,368百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>15,081百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,743百万円
固定資産圧縮積立金	△6,568百万円
その他	△101百万円
繰延税金負債合計	<u>△14,413百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>668百万円</u></u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究機器、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子マテリア ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△23,000	短期 貸付金	18,818
					経営指導料 (注2)	4,576	—	—
連結 子会社	森紙業㈱	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金借入 (借入減) (注1)	△6,224	短期 借入金	11,075
連結 子会社	王子イメージ ングメディア ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金借入 (借入増) (注1)	9,743	短期 借入金	11,747
連結 子会社	王子エフテッ クス㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△1,833	短期 貸付金	13,280
連結 子会社	王子グリーン リソース㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	資金貸付 (貸付増) (注1)	11,342	短期 貸付金	17,428
							長期 貸付金	14,100
連結 子会社	OCMファイバ ートレーディ ング㈱	間接： 70.0%	—	資金貸借関係	資金貸付 (貸付増) (注1)	5,780	短期 貸付金	14,294
連結 子会社	王子製紙㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△25,771	短期 貸付金	94,000
					資金借入 (借入増) (注1)	3,416	短期 借入金	19,862
					経営指導料 (注2)	3,530	—	—
					受取利息 (注1)	1,011	—	—
連結 子会社	王子ネピア㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△5,427	短期 貸付金	10,662
連結 子会社	王子マネジメ ントオフィス ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係 間接業務の委託	人件費 (注3)	3,444	—	—
					業務委託料 (注4)	2,471	—	—
連結 子会社	Oji Oceania Management (NZ) Limited	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	—	—	長期 貸付金	21,285
連結 子会社	日伯紙パルプ 資源開発㈱	直接： 56.0% 間接： 0.3%	—	資金貸借関係	資金借入 (借入減) (注1)	△1,480	短期 借入金	10,380

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1 資金の貸付金及び借入金にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に貸付金及び借入金の利率を決定しています。なお、無担保での運用です。
- 注2 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しています。
- 注3 王子マネジメントオフィス(株)からの受入出向者にかかる人件費の支払額です。
- 注4 業務委託料については、業務支援の対価として支払っています。
- 注5 取引金額には消費税及び地方消費税を含めておりません。期末残高には消費税及び地方消費税を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 367円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14円83銭  |

(期中平均株式数により算出しています。)

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています(1,829,612株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(1,341,298株)。

連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。